

令和3年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和3年6月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和3年6月7日（月） 午前9時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 議案第2号 中川村農業観光交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 議案第3号 村道路線の廃止について
日程第7 議案第4号 村道路線の変更について
日程第8 議案第5号 令和3年度中川村一般会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第6号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第7号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11 一般質問

7番 桂川雅信 議員

- (1) ヤングケアラー問題に行政全体で取り組むべき
(2) STEAM教育を地域の公教育でどのように位置づけるか（その1）
(3) 小和田地区水田の盛土による内水排除対策について
(4) 坂戸橋資料の収集に尽力を（坂戸橋街灯復元30周年に寄せて）
(5) 移住希望者にはマイナス情報も正確に提供を

3番 松澤文昭 議員

- (1) 中川村消防団組織のあり方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団改革について（Part 5）

6番 中塚礼次郎 議員

- (1) 保育園副食費の無償化実施と学校給食費の無償化に向けた取り組みについて
(2) 人工知能が結婚相手を紹介する「AI婚活」について

5番 松村利宏 議員

- (1) 防災・減災、国土強靱化 天竜川、支流の整備について
(2) 安全保障 ウイルス対応について

出席議員（9名）

- 1番 片桐邦俊
2番 飯島寛
3番 松澤文昭
4番 大原孝芳
5番 松村利宏
6番 中塚礼次郎
7番 桂川雅信
8番 柳生仁
9番 (欠員)
10番 山崎啓造

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|------|--------|------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 富永和夫 |
| 教育長 | 片桐俊男 | 総務課長 | 中平仁司 |
| 地域政策課長 | 松村恵介 | 会計管理者 | 半崎節子 |
| 保健福祉課長 | 眞島俊 | 住民税務課長 | 宮崎朋実 |
| 建設環境課長 | 小林好彦 | 産業振興課長 | 松澤広志 |
| 教育次長 | 桃澤清隆 | 環境水道室長 | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井原伸子
書記 座光寺てるこ

令和3年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和3年6月7日 午前9時00分 開会

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
- 御参集御苦労さまでございます。
- ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年6月中川村議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。
- ここで村長の挨拶をお願いいたします。
- 村長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
- 本日は、議員各位におかれましては、御多忙のところ令和3年6月中川村議会定例会に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。
- 4月の中川村長選挙では、コロナ禍での初めての選挙ということで、村民の皆さんに政策を聞いていただき質問、討論をするという形ができずに、掲げた政策について理解いただけたかという思いは常にしておりました。
- 無投票で当選させていただきましたので、議会の場であらためて掲げた政策、1期4年間、村政をかじ取りしてまいりまして、これから重点として取り組みたいことに限って申し上げ、村民の皆様にもお聞きいただき、取り組みの重点を知っていただきたいと思うところでございます。
- 切れ目なく対処すべき第一はコロナ対策であります。
- かつて経験したことのない未知のウイルス感染症にさらされ、近い距離での会話、接触、経済活動、レジャー、学びなど、社会活動全般に大きな制約がされ、今もそれは続いております。新型コロナウイルスを撲滅するという事は不可能であり、共存することしかないことも我々は知りましたが、人の免疫機能に働きかけるワクチン接種を希望する全ての村民の皆さんに接種ができるよう、村内医療機関等の皆さんの御協力をいただきながら計画的に進めてまいります。
- 業種により差はあるものの、製造業についてはかなり回復してまいりました。
- 一方、飲食業、宿泊・観光業は、いまだに回復どころか、入客がないために事業を続けることに四苦八苦されている事業主が多くいらっしゃいます。コロナ対応臨時創生交付金を活用し、村単独費も加えて支え続けてまいります。
- ワクチン接種が進む欧米では、飲食を楽しむ風景が放映されまして、劇場や映画館も再開されているようですけれども、人の動きが再び許されるまで続ける考えであります。
- 農業観光交流センターの開所にこぎつけることができました。スタートラインに立ったところであります。アスパラ、有機栽培野菜の収穫体験企画、なかがわウオー

クラリーなど、コロナ禍でも親子で楽しむことができ、かつ農業を結びつける企画を打ちながら、中川旅の案内所としてのもう一つの観光の入り口としての機能も始めております。個人、家族や友人といった小さい単位であってもセンターに立ち寄り、中川の農業、観光、特徴ある工芸産業などに興味を持って入っていく、この場所がハブになるという役割が果たせるように進めるとともに、中川の商業の中心でもあるチャオ周辺に人が集まり、再びにぎわうように周辺の再整備も検討してまいります。

地域内経済循環調査分析を行い、中川全体の観光の将来計画、商工業の進展の方向など、中川村全体を捉えたそれぞれの産業の振興指針となる取組を行ってまいります。

2015年の国勢調査から5年後の国勢調査速報値が示されました。村の人口は4,600人台にまで減りました。5年間で240人の人口減少であります。

コロナ禍ということもあり、本年度の出生児は、推計ですが15人16人ほどのとの少数と思われまます。

第2期中川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、地方に仕事をつくり安心して働けるようにする、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、このことを目標の中心に据えて、それぞれ戦略を立てて取組を進めております。

しかしながら、国勢調査の速報に数値として表れているのは人口減少にあらがう難しさ、困難を予言しております。

一方、空き家等を求め役場に相談に来る方は、若者から退職後の方も含めて多くの方が相談に訪れておりまして、求める住まいが見つければ、あるいは手直ししても住むことを最終的に決断できれば、移住者は今後増えていくということが考えられます。状態のよい空き家は、価格等にもよりますけれども取引をされております。

空き家の活用について、不動産事業者、所有者とも連携を密にして活用することを進めてまいります。空き家相談会などの取組を行ってまいります。

また、価格等で手が出せない空き家を村が取得し、賃貸の後、適正な価格で売り渡すこと、分譲地も賃貸住宅を建て希望者に払い下げるなどのことも実行に移す時期に来ておりまして、この点を大いに進めてまいりたいと思っております。

アルプスビュー沖町、戸建て村営住宅1戸を、入居者に希望調査の上、譲渡いたしました。この方法も大いに進め、地区に若い人、子どもたちの定着を促してまいりたいと思います。

地方に仕事をつくるきっかけとなりますシェアオフィスを上前沢地区に整備いたしました。美しい村連合サポーター企業に中川村ふるさと応援団員となる個人企業家があります。こういった方々と連携をいたしまして中川村体験企画を再び実施する中で、小さくても仕事の拠点を中川村に移す個人、事業者を拾い出す地道な取組を続けてまいります。

働く場所があって住みやすい子育てしやすい中川村と言えますので、既存の企業の発展につながる支援を行い、雇用のフィールドを広げること、新たに起業する人の支援を大きく行うことなども検討をしております。

子どもの数が減っていくことで、子ども同士の交わり、遊ぶ経験が少なくなること
で健やかに成長していくための様々な体験の機会が少なくなることが危惧をされます。
学びの場であります学校は、同年齢の学級集団をある程度の人数で形成しつつ、保育
園から小学校低学年へスムーズに移行すること、小学校高学年から中学校への教科学
習のつなぎなど、小学校等の適正規模、中川村ならではの特色ある義務教育の在り方
についての検討に着手をいたします。

小さい規模だからこそ実現できる学びの深さを追求したいと考えております。分か
ることの積み重ねで楽しくなる数学や体験を通しての驚きや発見が探求心を育てる理
科など、専門教科の先生を招聘できないかと考えておりまして、県内の大学との連携
ができないか、この道を探ってまいります。

体系的な学びを行うだけでなく、子どもの成長を食の面からきちんと保障したいと
考えております。地元農産物を子どもに大いに食べてもらいたいとの思いで、学校給
食に農産物を提供する生産者組織の協力で、食材費で5割を超える地場の野菜等をか
つて提供しておりました。このかつての取組をもう一度復活させ、地元産の農産物の
学校給食消費比率を高めてまいります。主食である米、出荷用でなくても栽培に配慮
した野菜や果物などを供給し、食を通じて子どもの成長を支えたいと思います。この
取組が小さくても農家の支援につながればというふうに思うところであります。

改めて言うまでもなく、高齢化が急激に進みまして、独り住まいの高齢者、高齢者
のみの世帯が増えておりまして、このことは当然の流れで、我々の世代も十数年後は
仲間入りになります。

問題は、住み慣れた地域でできるだけ元気に過ごせるか、その個人と世帯を地域が
日常生活でも災害時等の緊急時にも対処し支え続けることができるかだというふうに
思っております。地域の力に頼る地域共生の福祉社会をつくることができるかであり、
当面は包括支援センターが南向、葛島、片桐といった単位の地域と連携し、元気な高
齢者を支える仕組みを実際に動かして、地域の皆さんも一緒に参加して高齢者を支え
ることをきちんとやってまいりたいと思っております。

いずれ住み慣れた地域での生活ができなくなるときが来たとき、どのような住まい
も含め、生活ができるのかを土地利用も含めて検討する時期に参っております。

高齢者や高校生などの病院や通学の足である中川村公共交通も見直す時期に来てお
ります。現交通体系の改修、改良では、激減する利用者、高齢者等の外出に既に合わ
なくなっていることを感じておりまして、大胆な改良を行ってまいります。

産業の成長と生活様式の変化など、地球は確実に温暖化しておりまして、気候変動、
異常気象となって各地で災害を引き起こしております。

太陽光、太陽熱、木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの村における生産と消
費、中川村所有施設の省エネルギーへの改修を急ぎます。当面、出発をしました木の
駅の仕組みをもう一度活性化させ、まきの搬出と消費を増加させてまいります。消費
を促すためにまきストーブの導入補助の仕組みも具体的に検討を進めてまいりたいと
いうふうに思います。

リニア中央新幹線工事が長野県側である南アルプストンネル工区では予定どおり進
んでおりまして、トンネル排土が喬木村の工業団地基盤土として、また長野県駅造
成による住宅移転地の基盤土として運搬をされております。

県道松川インター大鹿線、半の沢橋に代わる半の沢地籍の県道大規模盛土の基盤土
としての造成に条件をつけて同意をいたしました。

今もそうでありますけれども、渡場沿線の住民の皆さんは、大型車両の通行による
振動、エンジン音などに悩まれている方がいらっしゃいます。運搬車両の急激な増加
で交通渋滞や排気ガスなどの環境の悪化が心配をされます。

また、小和田地籍の農地かさ上げが始まれば、竜東線沿線の地域の皆さんの日常生
活や安全にも影響が出ないとも限りません。

本格的な発生土運搬の前に、また小和田地区への運搬の前に、通行の安全対策、環
境悪化が起きないように関係機関に働きかけてまいります。

以上、2期目の重点の取組を申し上げました。

政策として掲げたことで今触れなかったこともありますけれども、事業実施の際に
は少しずつ具体化し、実行に移してまいります。

さて、本日の議会で審議をいただきたくお願いを申し上げますのは、令和2年度中
川村一般会計繰越明許費繰越計算書等2件及び中川村土地開発公社の経営状況につ
いての合計3件の報告と条例改正案等4議案、令和3年度一般会計・特別会計補正予算
の3議案、合わせまして7つの議案でございます。

また、本会議最終日には、コロナ禍で依然として客が戻らず営業のピンチが続いて
います飲食業者の皆さんを対象にした緊急飲食業等営業継続助成、5月21日豪雨災害
で被災した農業用施設、林道、村道災害復旧関係からなります補正予算を審議いた
だきたいというふうに考えております。

さらに、副村長の選任をはじめ、教育委員の選任、そして農業委員の選任につ
いての人事議案を御審議いただきたいと存じます。

一般会計の補正予算は早くも追加の議案も含めると3号となる提案となりますが、
コロナ禍の中での急を要するという実情を御賢察いただき、慎重なる審議の上、原
案どおりお認めいただきますことをお願い申し上げます、開会に当たりましての御
挨拶といたします。

よろしく願いをいたします。

○議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により4番 大原孝芳
議員及び5番 松村利宏議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

(大原 孝芳) では、過日行いました議会運営委員会について報告いたします。
皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日

6月7日から11日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号及び議案第2号の条例案件、議案第3号及び第4号の一般議案、議案第5号から議案第7号までの各会計補正予算、以上については上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

8日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

9日は委員会の日程としますので、請願、陳情の付託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

10日は議案調査とします。

最終日の11日は午後2時から本会議をお願いし、請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、議会会議規則の改正、意見書等の発議がありましたら上程から趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

また、人事案件が追加予定されておりますが、追加議案等については当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いします。

なお、議場内においても夏季の軽装を適用させていただき、ノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から6月11日までの5日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、村長から行政報告の申出がありました。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号について説明を求めます。

なお、報告第3号の中川村土地開発公社の経営状況については、後ほど時間を取り細部についての説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

まず、報告第1号の説明を求めます。

○地域政策課長 それでは、令和2年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書について説明をいたし

ます。

令和2年度中川村一般会計補正予算書(第11号)(第12号)に定めました繰越明許費を別紙計算書のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

1ページ、おめくりいただきたいと思います。

初めに、3款 民生費、障害者施設管理費につきましては、かつらの丘のマレットゴルフ場管理棟を地域活動支援センターの改修するものです。合併場処理浄化槽への入替えの増工に時間を要したため2,893万4,700円を繰り越しました。

続きまして、6款 農林水産業費、農林振興事業につきましては、東西小学校のげた箱を木質化するものであります。設計変更により時間を要したため1,312万3,000円全額を繰越いたしました。

7款 商工費、商工振興事業は、新型コロナウイルス感染症の対策としましてプレミアム商品券を発行する事業でございますが、取扱期間が年度をまたぐため709万円を繰越いたしました。

同じく商工費、観光施設管理事業につきましては、桑原キャンプ場のコロナの影響による休業明けの再開を目指しまして炊事場などを整備するものですが、関係者との調整に時間を要したため129万8,000円を繰越いたしました。

同じく観光施設管理事業であります。陣馬形の森公園テントサイトのり面植栽事業につきましては、整備を行いましたテントサイトのり面に芝を植生する事業でございますけれども、積雪や低温で植生に適さないというような事業がございましたので84万2,600円全額を繰越いたしました。

同じく商工費であります。ふれあい観光施設管理事業につきましては、望岳荘大広間横のトイレを洋式化等するものでございますが、全国的な需要の集中により資材の遅れによりまして628万1,000円全額を繰越いたしました。

同じくふるさと観光施設管理事業、ふるさと体験館改修事業につきましては、陶芸棟の改修のための実施設計業務でございますが、関係機関との調整に時間を要するため330万円全額を繰越いたしました。

08 土木費であります。土木総務費は、国、県、関係機関との事業調整業務ですが、関係する機関との協議に時間を要するため2,642万5,200円を繰越いたしました。

同じく土木費、道路維持管理費と村道新設改良事業につきましては、大草村道中央線ほか4路線で交通規制、移転補償等の調整に時間を要したため全路線合計で6,733万7,000円を繰越いたしました。

続きまして、次のページの2段目になりますけれども、同じく土木費、橋梁維持管理費であります。苦木沢橋、北組橋の道路メンテナンス、橋梁修繕工事ですけれども、入札不調による設計の見直しに時間を要したため1,898万3,000円を繰越いたしました。

同じく土木費であります。用途地域変更業務につきましては、都市計画用途区域の変更を行う業務でございますが、関係者との協議に時間を要するため143万円全額

の繰越しを行いました。

土木費、緊急自然災害防止対策事業につきましては、大草城址公園ののり面対策工事でありますけれども、関係機関との協議に時間を要したため3,001万9,000円全額を繰越しいたしました。

10の教育費であります、ICT環境整備事業につきましては、小中学校の公務用のパソコンを導入するものでございますが、全国的な需要の集中によりまして150万円を繰越しいたしました。

同じく教育費、東小学校管理費、中学校管理費につきましては、東西小学校、中学校の図書館等へのエアコンを設置する事業であります、全国的な需要の集中のため1,981万円を繰越しいたしました。

同じく教育費、体育施設管理事業、牧ヶ原文化公園屋外トイレ新築改良事業につきましては、建築確認申請等、関係機関との調整に時間を要したため1,377万8,000円を繰越しいたしました。

同じく体育施設管理事業、サンアリーナ既存照明LED化事業は、LED電球の調達に時間を要するため1,208万円全額を繰越しいたしました。

11款 災害復旧費であります、農地等災害復旧事業につきましては、農地4地区、農業用水路の災害復旧工事ですが、災害復旧の集中による資器材の不足のため789万円減額を繰越しいたしました。

同じく災害復旧費、林業施設災害復旧事業につきましては、林道陣馬形線の災害復旧工事ですが、関連工事との受注調整等に時間を要したことによりまして5,400万4,900円全額を繰越しいたしました。

同じく災害復旧費、公共土木施設災害復旧費は、5路線の災害復旧工事、関係機関との調整に時間を要したため1,125万3,000円を繰り越しました。

翌年度への繰越額の合計につきましては3億2,537万9,400円となります。

以上、報告をいたします。

○議長 長 次に、報告第2号の説明を求めます。

○環境水道室長 報告第2号 令和2年度中川村下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により次のように報告します。

裏面を御覧ください。

地方公営企業法第26条の第3項により報告します。

予算繰越計算書を御覧ください。

第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる繰越額を184万8,000円としたものです。

繰越理由につきましては、報告第1号で報告のあった村道北牧ヶ原線の繰越箇所において施工するマンホール蓋更新工事について繰り越したものです。

以上、報告いたします。

○議長 長 次に、報告第3号の説明を求めます。

○地域政策課長 報告第3号 中川村土地開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法の規定に基づき別紙のとおり中川村土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し、報告をいたします。

先ほど議長からお話がありましたとおり、この場におきましては令和2年度の事業報告及び決算並びに令和3年度の事業計画及び予算につきまして、過日、理事会におきまして承認をいただいている旨を報告いたします。

詳細につきましては場所を改めての説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長 長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 議案第1号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定についてお願いします。

例規集は2巻の587ページからとなります。

本案は、第2条で、精神障害者保健福祉手帳の交付者のうち、現行は1級交付者のみの対象だったものを2級交付者まで拡充することに伴う改正であります。

第6条では、自立支援医療の精神通院医療のみが福祉医療費の対象となっているものを通院全診療科に拡大するものであります。

第8条では、柔道整復施術療養費を医科医療費や歯科医療費と同じように現物給付方式に含めるための改正となっております。

この条例は、県と国保連合会との調整が済み、国保連にて社会保険分についても集計、支払いが可能となったため、県の示す本年8月からの施行とするものであります。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村農業観光交流センター条例の一部を改正する条例

の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 議案第2号 中川村農業観光交流センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

提案理由は、中川村農業観光交流センターを使用して営利事業を行う際の使用料を定めるため本案を提案するものであります。

改正の内容は、使用許可について物品の販売等を行おうとする者は村長の許可を受けなければならない、また使用料は売上額の10%に相当する額を納付し、村長は、必要があると認めるときは使用料の全部または一部を減免することができるとするものであります。

施行は公布の日からとなります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 村道路線の廃止について及び

日程第7 議案第4号 村道路線の変更について

を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設環境課長 それでは、議案第3号 村道路線の廃止について説明いたします。

提案理由は、道路法第10条第3項の規定により村道路線を廃止するため本案を提出するものであります。

今回廃止する路線は、別紙のとおり、路線名が滝沢線、起点の大草7282—76から終点の大草7298—4までの延長1,549.70m、幅員13.80～4.70mの道路で、場所は添付した資料1の四角で囲った「3—481」と表示した右側となります。

この路線につきましては、東山トンネルの供用開始に伴い滝沢トンネルと連続して

通行が可能となり、維持管理を考慮し廃止するものです。

続きまして、議案第4号をお願いいたします。

村道路線の変更ですが、これについて説明いたします。

提案理由は、道路法第9条第3項の規定により本案を提出するものであります。

今回変更する路線は別紙のとおり6路線で、大草桑原線については主要地方道松川インター大鹿線、西下トンネルの供用に伴い一部長野県から移管を受けたものであります。

また、谷田黒牛線、宮の入旧北山方線、大草中央線、陣馬形頂上線、北組宮の入線については、村事業の道路改良工事に伴い延長及び幅員等を変更するものであります。

位置等につきましては、変更区間を表示した資料を添付しましたので、御参照ください。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番 (柳生 仁) 今の資料1の小渋線のところの村道廃止なんですけど、それはいいわけですけども、あそこの小渋ダムの横は全部トンネル化してしまってダムサイドを楽しんで歩くトレッキングは全くできなくなったんじゃないかと思っております。それで、こういった廃止になった場合に楽しんで歩くことができるかどうか、村道廃止になるんで危険だから無理かもしれないかもしれませんが、ちょっと確認したいと思います。

○建設環境課長 こちらにつきましては、確かに連続して通行止めなんですけど、今現在も実は通行止めにしておりまして、現実、実際には通行とか歩行もできないような状態にしております。

廃道にした場合につきましては、あそこら辺はまだ国土調査が終わっていないためちょっとまだ未確定ですけども、基本的には、今度はほとんどが国交省の小渋川の関係になりますので、移管後は多分国のほうに財産等は行きますので、そういったものは多分できないんじゃないかと推測をしております。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
次に議案第4号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
日程第8 議案第5号 令和3年度中川村一般会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第6号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第7号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

以上の3議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第8 議案第5号から日程第10 議案第7号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、初めに議案第5号 令和3年度中川村一般会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。
今回の補正予算は、人事異動等に伴う人件費の補正のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及びワクチン接種に係る費用の追加、その他早急な対応が必要な事業等について所要の予算の補正を行うものであります。
議案書に沿って御説明をいたします。
初めに、第1条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,610万円を追加し、総額を35億7,000万円とするものであります。
第2条 地方債の補正は、第2表によるものであります。
1ページからの第1表 歳入歳出予算補正は、款、項、区分別の補正額及び補正後の予算額であります。
次に4ページ、第2表 地方債補正は地方債の追加で、表にあります2事業について過疎債ソフト費の借入れを計画し、その限度額を定めるものであります。
5ページからは事項別明細書であります。
初めに歳入について御説明をいたします。
7ページからお願いします。
15款 使用料及び手数料、使用料の農村交流施設使用料5万円は、先ほど議案第2号で御承認をいただきました農業観光交流センターの利用料。
8ページ、16款 国庫支出金。
総務費国庫補助金、企画費補助金2,242万円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、事業の追加、変更による増額。

総務費補助金72万円は、社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金の追加。
民生費児童福祉費補助金445万円は新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で、県の低所得の独り親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象になっていない独り親世帯以外の子育て世帯に対して市町村が給付金を支給するもので、費用については県から全額補助されるものであります。
衛生費国庫補助金709万7,000円は、新型コロナワクチン接種に係る国庫補助金の追加であります。
9ページ、17款 県支出金。
林業費補助金、木質バイオマス循環利用普及促進事業は、木質ペレットボイラー導入に対する補助金。
委託金は、経済センサス活動調査費の委託金であります。
10ページの18款 財産収入は、令和2年度末に積立てをいたしました森林環境譲与税基金の利子であります。
11ページの21款 繰越金は、前年度繰越金535万円を追加し、歳入の調整を行うものであります。
12ページ、22款 諸収入であります。雑入は1,411万6,000円の増額で、コミュニティ助成事業100万円は宝くじの助成事業で、消防団員防寒ジャンパー購入に対する補助金。
北島頭首工修繕工事中電負担金は令和2年度に実施をいたしました工事に対する中部電力の負担金で、中電が全額を負担するものであります。
農地災害復旧事業補助金過年度精算金564万8,000円は、昨年の7月豪雨の農地災害復旧事業の翌年度繰越事業の精算金で、支出につきましては令和2年度繰越明許費になりますが、精算金につきましては、会計上、令和3年度の雑入での収入の扱いになるものであります。
13ページ、23款 村債は、第2表 地方債の補正に係るもので、後ほど御説明をいたします中学校体育館大型スクリーン更新工事と文化センター火災報知設備非常用発電機更新工事に過疎債ソフト費を充てるため1,180万円を追加するものであります。
続いて歳出について御説明をいたします。
人事異動等に伴う人件費及び少額の補正につきましては、説明を省かせていただきます。
初めに15ページ、2款 総務費であります。一般管理費の需用費31万9,000円は、昨年度作成をいたしましたオリジナルの職員夏用ポロシャツについて、新規採用の正規職員及び会計年度任用職員のほか、小中学校の教員からも要望があり、未支給の職員に支給をするものであります。
文書広報費、電子化推進事業、委託料は、既存の未使用のサーバー機器を情報センターに接続し、村の情報システムのデータのバックアップ体制を強化するもの。
備品購入費は、情報システムの障害発生時に備えて必要な機器を整備し、冗長化を図るものであります。

16 ページ、企画総務費、負担金、補助及び交付金 200 万円は、コロナ禍で新生児の出産、養育に不安を抱える子育て世帯に対して、昨年度に引き続き 1 人につき 10 万円を支給するもの。

ふるさと応援寄附金関連事業 24 万円は、ふるさと納税サイトによる寄附件数の増加に伴い寄附金税額控除に係るワンストップ特例申請受領証明書発送等を迅速かつ効率的に行うため、サイト運営事業者の一部の業務を委託する B P O、ビジネス・プロセス・アウトソーシングのサービスの利用料であります。

むらづくり事業の需用費 126 万円は、坂戸橋の重要文化財指定を祈念し、郵便局と連携をして記念切手を発行するもの。

交付金 100 万円は、コロナ禍で影響を受けております 18 歳～24 歳までの学生等を支援するため 1 人 1 万円を給付するものであります。

18 ページ、選挙費、村長選挙費は、村長選挙が無投票であったため 428 万円余を減額するものであります。

次に 20 ページの 3 款 民生費であります。社会福祉費、障害者施設管理費の工事費は、5 月に開所いたしました地域活動支援センターの屋根塗装工事と進入路の雨水排水工事を追加で行うもの。

老人福祉費、老人福祉事業の委託料と補助金、合わせて 90 万 1,000 円は、高齢者向け新型コロナワクチン接種に際しまして通所介護サービス利用者の送迎に係る各事業所への委託費と交通手段のない高齢者に対して福祉タクシー券を交付するものであります。

21 ページの児童福祉費、保育所費の報酬の増額は、年少のクラスが増えたため会計年度職員を増員したこと。

需用費、賄材料費 31 万 4,000 円は、子育て世帯の負担軽減のため週 1 回保護者の実費負担で購入しております給食のパン代について 6 月分から村が全額負担するものであります。

工事請負費は、保育園の安全対策のため、当初予算審議の際、御意見をいただきました片桐保育園ガラス飛散防止フィルム貼り工事の増工とみなかた保育園の園庭囲いフェンス等の工事を行うものであります。

子育て支援事業 442 万円は歳入で御説明をいたしました子育て世帯生活支援特別給付金に係る予算で、対象世帯に対して児童 1 人当たり 5 万円を支給するものであります。

続いて 23 ページの 4 款 衛生費であります。予防費の予防事業 80 万円は新型コロナワクチン接種に協力をいただいております村内医療機関等への協力支援金で、1 事業所につき 20 万円を交付するものであります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は全体で 1,709 万 7,000 円の増であります。

報酬は 65 歳以上の高齢者、60～64 歳の方及び基礎疾患を持つ方へのワクチン接種に係る医師、看護師等に対する報酬と会計年度任用職員報酬の増額。

使用料及び賃借料は、高齢者第 2 クール以降の一般村民のワクチン接種完了までの

ワクチン接種会場を空調設備が完備されている望岳荘の大広間と大部屋を使用する計画としたため、その会場使用料を追加するもの。

また、64 歳未満のワクチン接種につきましては電話とインターネットによる予約制を導入するためコールセンターの増設に係る工事費と人件費を追加するものであります。

24 ページ、環境衛生費、補助金の 80 万円は、桑原地区の簡易給水施設の修繕工事に対する補助金。

次に、6 款 農林水産業費であります。26 ページの林業費、林業振興費の森のエネルギー推進事業補助金 10 万円は、先ほど御説明をいたしましたペレットストーブ導入に対する補助金であります。

27 ページ、7 款 商工費、商工振興事業の補助金は、商工観光事業者感染予防対策補助金について、対象業種や補助制度を拡充し 210 万円を追加するもの。

観光費、観光施設管理事業、委託料 50 万円は、桑原キャンプ場の各種施設修繕のための指定管理料の追加。

工事請負費は、陣馬形キャンプ場の昨年度造成、拡張したテントサイトの張り芝と山小屋の給水工事を行うものであります。

28 ページ、ふれあい観光施設管理事業の工事請負費は、新型コロナ感染予防対策のため望岳荘施設内手洗い等の自動水栓化を行うものであります。

29 ページ、8 款 土木費の都市計画総務費の委託料 100 万円は、望岳荘周辺の都市計画用途地域の見直しに当たり都市計画マスタープランの一部改定が必要になったため、補正業務を委託するものであります。

30 ページ、公園費の公園管理費、工事請負費は、大草城址公園の遊具安全点検により指摘を受けましたスプリング遊具の更新と、現在、故障により点灯していない街灯を含めて園内の街灯 3 基を L E D 街灯に取り換えるものであります。

住宅費、住宅管理費の委託料 22 万円は、沖町と中田島の戸建て村営住宅の空き住戸の譲渡希望者を募集する際に建物の現況調査を委託するため、2 戸分を計上するものであります。

31 ページ、消防費、非常備消防費の報償費は、消防団員退職報奨金の追加。

需用費は、先ほど御説明をいたしましたコミュニティ助成事業補助金を活用して消防団員の防寒ジャンパーを購入するものであります。

32 ページの 10 款 教育費であります。教育総務費、小中学校管理費の I C T 環境整備事業は、新型コロナに対応するため小学校の情報伝達システム、ビデオ会議ライセンス等の使用料であります。

33 ページの東小学校管理費の役務費、工事請負費、備品購入費は、個別のパソコンの導入によりまして使用しなくなった旧パソコン教室を多目的に使用できるようにするため、既設の古い机、椅子等を撤去し、新たな長机、椅子等を整備するものであります。

なお、撤去費用に関する予算が計上してありますが、特に机につきましてはパソコ

ン教室用の大型の特殊な形のものでありますが、利用できるものはほかの公共施設での利用、あるいは村のホームページ等で紹介し、希望があれば払い下げをしていく予定であります。

教育振興費は、オンライン環境における学習指導に対応するため、東西小学校の指導用デジタル教科書の使用料それぞれ164万6,000円を計上いたします。

34ページ、中学校管理費の工事請負費528万円は、普通教室への大型モニターの設置工事費と老朽化により故障して使用できなくなっている体育館の大型スクリーンを更新するものであります。

中学校教育振興費は、小学校と同様に指導者用デジタル教科書の使用料の追加であります。

文化財保護費の委託料33万3,000円は、坂戸橋国重要文化財指定記念事業の記念品として箸置きを作成費と松枯れのため伐採をされる予定であります石神の松の木材の一部を今後何らかの形で活用できるように乾燥、保存するものであります。

35ページの文化施設管理費、文化センター管理事業の使用料及び賃借料は、先日、全協で御説明をいたしました文化センターの大ホールと視聴覚室を除く全館の電灯を7年間のリースでLED電灯に取り換えるもので、今年度、取り付け後の8か月分を計上するものであります。

工事請負費758万円は、文化センター周辺施設の火災報知設備非常用発電機の更新が必要となったため、過疎債ソフト費により取替えを行うものであります。

保健体育費の保健体育施設費、需用費50万円は、社会体育館ミーティングルームの床の修繕費であります。

最後に、36ページ、14款 予備費を25万5,000円減額し、予算の調整を行います。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第6号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）をお願いします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を4億7,700万円とするものであります。

最初に歳入ですが、国5ページを御覧ください。

一般被保険者の現年課税分の見込みとして歳出に計上した県への国保事業納付金が確定し減額したものに对应して272万1,000円を減額し、国保税予算額を8,489万9,000円とするものです。

6ページの雑入では、前年度の療養給付費が確定したため372万1,000円の増額となっております。

続いて歳出ですが、7ページを御覧ください。

県に納める国民健康保険事業費納付金の額が確定し、医療給付費の一般分で461万4,000円の減額、退職者分で1,000円の減額、後期高齢者の一般分で90万1,000円の増額、退職者分で1,000円の減額となっております。

8ページの介護納付金分納付事業では89万8,000円の増額となり、いずれも県から

の支援金分のため、3款の国民健康保険事業費納付金全体では281万7,000円の減額となりました。

9ページの諸支出金では、前年度分の療養給付費が確定し、超過分の交付金を県へ返還するため372万2,000円増額するものであります。

10ページの予備費で収支を調整いたしました。

次に、議案第7号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ840万円を追加し、予算の総額を6億8,740万円とするものであります。

最初に歳入ですが、介5ページを御覧ください。

介護保険料の改正により、新料金での算定を基に843万8,000円増額するものです。

6ページの諸収入で予算額を調整いたしました。

歳出ですが、8ページを御覧ください。

地域支援事業で介護運動指導士の通勤手当として1万2,000円を増額いたします。

追加で採用が決まりました居宅介護支援専門員等の報酬を144万9,000円、期末手当15万7,000円、通勤手当7万8,000円を増額いたします。

以上の補正額を予備費で調整いたしました。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから議案第5号から議案第7号までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8 番

(柳生 仁) 一般会計のほうで31ページの消防団員の防寒着についてのございますが、消防団員は定数が少ないんで、退職された方が5年ほど、もう一回消防団活動をしてくれるということになっておるようでありますけれども、こういった方たちの防寒着も一緒に入れてあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○総務課長

まず総数を申し上げますと180名分を想定して計上してあります。今後退職という方はちょっと考えてありませんが、現在退職されている方については当初予算計上時点では配慮してありませんので、この実数が若干過不足といたしますか、不足することはないと思いますので、そういった数を計上したところであります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第5号の採決を行います。

○保健福祉課長

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第6号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
 お諮りします。
 次に議案第7号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
 ここで暫時休憩とします。再開は午前10時35分といたします。
 [午前10時10分 休憩]
 [午前10時33分 再開]
 ○議 長 会議を再開します。
 日程第11 一般質問を行います。
 通告順に発言を許します。
 7番 桂川雅信議員。
 ○7 番 (桂川 雅信) それでは、質問通告書に従いまして質問を始めたいと思います。
 まず最初に、1番目の質問項目はヤングケアラー問題に行政全体で取り組むべきではないかという質問です。
 実は、本日の全国紙にもヤングケアラー問題がかなり大きく取り上げられていた新聞がありました。今、多分、相当大きな問題に全国的になりつつあるのだということを感じました。
 大人の代わりに家事や介護といった家族の世話を担う子ども、ヤングケアラーが中学・高校生でおよそ20人に1人いることが、厚労相が本年4月12日に発表した初の全国調査結果で明らかになっています。世話に割く時間は1日平均4時間及び、当事者からは学校生活や将来への影響を心配する声も出ています。
 この調査は全国の公立中学の2年生と公立高校——全日制ですが、の2年生を対象に昨年12月以降に実施し、1万3,777人から回答がありました。「世話をしている家族がいる」と答えたのは中学2年で5.7%、高校2年で4.1%、文部科学省の統計に当てはめると、中学2年で約5万5,000人、高校2年生で約4万2,000人がヤングケアラーという計算になります。
 ちなみに、村の統計では13歳～18歳の人口が271人ですから、仮に4%のヤングケアラーがいるとすると、10人～11人が当てはまることになります。かなり深刻な事態がもしかすると進行している可能性があるんじゃないか。
 調査では、親や祖父母の介護に加え、幼い兄弟、姉妹の世話も含めて尋ねた結果、

世話の相手は兄弟、姉妹の割合が最も高く、中学2年は61.8%、高校2年で44.3%、父母は中学2年で23.5%、高校2年で29.6%でした。世話の内容は、中学2年で相手が父母の場合「食事の準備や掃除、洗濯などの家事」が73.3%と最も多かったと報告されています。相手が兄弟、姉妹の場合「見守り」が68%で最多、「家事」は37.6%、「兄弟、姉妹の世話や保育所への送迎など」も34%いたと報告されています。
 世話に費やす時間は、中学2年で平日1日平均4時間、高校2年で平均3.8時間となり、7時間以上という回答もそれぞれ1割を超えていました。
 健康状態が「よくない」あるいは「あまりよくない」と答えたのは、世話をしている家族がいる子では10.9%で、いない子の約2倍、世話の時間が長いほど子どもの健康状態が悪化する傾向も見られています。
 独り親世帯では、子ども1人で親の介護や兄弟、姉妹の世話などを担う割合が高く、「宿題や勉強の時間が取れない」との回答が多くありました。
 調査結果では、社会から孤立しながら家事や介護に追われる様子もうかがえます。
 ヘルパーなどの福祉サービスの利用は、中学2年、高校2年とも1割を下回っていました。家族を世話している子どもの5～6割は「世話について相談した経験がない」と答え、その理由は「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高く、「相談しても状況が変わるとは思えない」が中学2年で24.1%、高校2年で22.8%となっていました。
 学校や大人に助けてほしいことを問うと、「特にない」が約4割で最も高く、ほかは「学習のサポート」「自由に使える時間が欲しい」との回答が多くありました。
 「自分がヤングケアラーに当てはまる」と答えたのは中学2年で1.8%、高校2年で2.3%にとどまり、実際に世話をしている比率を下回りました。
 若い時期に家事や介護を抱え込んで学業や生活に支障が出ると心身の健康状態にも影響し孤立しかねないとして、先行する英国などでは子どもをサポートする仕組みの整備が進んでいますが、日本は遅れが指摘されてきていました。
 この問題では、つい最近、厚労省と文科省が初めて支援策を打ち出しました。この中で今後取り組むべき施策として次の3点を挙げています。第1に該当する子どもを早く見つけ出すこと、第2に支援策を推進すること、第3にヤングケアラーの社会的認知度を高めることとあります。
 この問題の出発点はヤングケアラーの実態を早期に発見することと子ども自身が自分がヤングケアラーであることを自覚することから始まります。多くの場合、自分がヤングケアラーであることさえ自覚せずに苦しみの中で生活している実態が全国アンケートや埼玉県の実態調査でも明らかになっています。
 ちなみに、埼玉県の全県アンケートは、厚労省のアンケートの調査の前に全県的に行われておりました。
 ヤングケアラーは成人後も人生に前向きになれないといった悩みも抱えていると言われています。
 地域でヤングケアラーの発見をするには学校側だけではなく福祉や医療の側からの

調査のほうが効果的であると言われているのは、子ども自身がヤングケアラーの自覚なく苦しんでいる場合には学校でのスクリーニング調査から漏れてしまう可能性があるからです。

この問題は、単にヤングケアラーの個人の問題ではありません。

また、ヤングケアラーとなってしまった子どもたちがかわいそうだから取り組むのでもありません。

全国の5%近くの子どもたちが学校教育も満足に受けられない状況とは、この国の将来にとって大変深刻な問題をはらんでいると考えるべきであります。

かつて我が国でも家族の世話で学校に通えない子どもたちがたくさんいた時代がありました。第2次世界大戦の前にはそれが当たり前の世界とされ、美德とさえ言われていたのです。

現在の我が国の発展や経済成長は、全ての子どもたちに教育を受ける権利を憲法で保障するところから始まっているのであり、それをないがしろにすることは国の基礎的力量を低下させることにつながってしまうのです。

誰一人取り残さない、No one will be left behindというSDGsのスローガンは途上国の問題だけではありません。先進国においても格差が拡大している今こそ、国を挙げて取り組まねばならない課題であります。

5月25日の全協でも新型コロナウイルス感染症の影響で仕事を失った困窮世帯の実態調査について問いかけましたが、ヤングケアラー問題は同時に発生している可能性もあります。

従来ある関係団体の連絡協議会においても新たな認識を持って取り組むべきであると考えます。

スクリーニング調査の方法も既に確立しているようです。祖父母や親の介護や看護に、あるいは年下の兄弟、姉妹の世話に多大な時間を要している子どもたちがいないかどうか、村としての何らかの調査と対策を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○村長 それでは、お答えをしたいと思いますわけですが、まず、教育委員会から報告を受けておるわけでありませうけれども、小中学校への照会では、議員が御指摘されたような介護やケア等を行い、学業にも影響しているような児童生徒は把握をしていないということでもあります。

家族としての役割を担っているというふうに判断されるケースはあっても、どうも重い責任や負担を負っているというものには当たらないだろうと、こういう判断でございます。

また、そうした家庭には既に保健福祉課等のほうから福祉の手が入っておるわけありますので、教育委員会や学校として特に特別のアンケートの調査等は行ってないということでございます。

福祉や医療の側からの調査が効果的であるというような御指摘でございますけれども、議員がおっしゃいますとおり介護保険の制度が始まってから、介護をお金で――

お金でといいますか、介護するというようなことがあるわけでありませうけれども――ヤングケアラーという言葉はなかったわけでありませうけれども、この存在は介護保険の導入前にも見られたというようなことを担当課のほうからは聞いておりますし、であるからこそ今問題になっている老老介護ですとか、あるいはダブル介護、つまり介護や育児、複数人の介護など、当然その中にヤングケアラー問題も取り上げられるというふうに思っております、家族介護支援につきましては第8期の介護保険事業でも重点項目として取り上げておるところでございます。

したがいまして、介護保険認定者の方や障害をお持ちの方につきましては、福祉の担当部署が関わりを持つ、こういうことをする中で情報収集に努め、そして社会福祉士の生活相談等が中心となりましてヤングケアラー状態にある子どもの発見と家族を含めた支援を今後もより強く実施してまいりたい、このように考えております。

○7番 (桂川 雅信) 高齢化がだんだん進展していきますと、今、小学生、中学生の子どもたちが例えば中学に上がる、高校に上がると、そのときに自分の祖父母あるいは母親が具合悪くなる、あるいは祖父母の中でも1人亡くなって、おじいちゃんおばあちゃんのだちらかだけが残って、そちらがだんだん具合悪くなるということが頻繁にあります。両親は――あるいは片親の場合も含めてですが、仕事に精を出さなきゃいけないというふうになったときに、ちょっと具合悪くなったおじいちゃんおばあちゃんを子どもたちが見るという状況は今後も増えてくる可能性があるというふうに思います。

ですので、学校のほうでも1度調査されたということですが、学校の調査というのはなかなか見つけにくいというのは今回の全国調査でも非常にはっきりしてしまして、実際に専門家が見たらこれは明らかにヤングケアラーだというふうに思われている子どもたちが、実際に自覚しているのは半分以下しか自覚していないという状態ですので、学校の調査にあまり頼り切らないでいただきたい。

むしろ保健福祉の場から、具合悪くなったお父さんお母さん、あるいはおじいちゃんおばあちゃんがいたときに、そのうちに子どもたちがいないかどうか、今学校に通っている子どもたちがいないかどうかということをご確認をしていただきたい。包括の方が恐らく村のそういった介護が必要な方あるいは看護が必要な方のところを見て回っておられると思いますけれども、御本人だけじゃなくて、子どもが今いらっしゃるのかどうか、子どもたちが今中学生なのか高校生なのか、あるいは小さいお子さんが一緒にいるのかいないのか、そういうことも含めて、ぜひ細かに見ていただきたいと思います。それも年がら年中というわけにはいかないかもしれませんが、時間を決めて、毎年1回とか、そういう形で把握の仕方をしていかないと、これはいつ起こってもおかしくない状態になるんだということだけはぜひ知っておいていただきたいというふうに思います。

次に2番目の質問に移りたいと思います。

「STEAM教育を地域の公教育でどのように位置づけるか(その1)」

今回、実は「その1」といたしました。ぜひSTEAM教育そのものを村の皆さんに知っていただきたいという意味も込めて、今回「その1」というふうにいたしました。

た。

サブタイトルが「算数・数学は社会で役に立たない」という迷信は教育の問題」ということを今回はぜひ申し上げたいというふうに思っています。

ここ数年、STEM教育に話題が集まっています。

STEAM教育とは科学、技術、工学、数学の頭文字を取ったもので、主に理数系の学問全体を統合的に学習させようとするものでありましたが、最近はこのリベラルアーツ——「Art」の「A」を取ってつけ加えまして、これを加えてSTEAM教育として提案されています。

このSTEAM教育とは理数系教育に創造性教育を加えた教育理念でありまして、知る——つまり探究であります、とつくる——クリエイティブですが、創造のサイクルを生み出す分野横断的な学びと捉えられています。

今回の質問は、このSTEAM教育の中で根幹をなしている算数・数学教育について伺いたいと思います。

早稲田大学では、2018年に政治経済学部の一般入試で数学を必須科目——数学Iですが、にすることを発表し、3年間の周知期間を経て今年2月に実施いたしました。このことによって政経学部の受験生は2020年の5,584人から今年の3,495人に激減しました。この問題は、一大学の受験生が増えた減ったという問題ではなく、日本の数学教育のみならず、日本の未来社会に向けた大きな問題でもあり、その基礎となっている地域の公教育の在り方にも大きな影響を持つものとして取り上げてみたいと考えます。

1980年代後半から個性尊重や多様な人材を集めるなどという理由により入試改革が私立大学文系学部を中心に始まりました。それは、少子化による受験生減少の時代に向けて少科目入試による偏差値のつり上げが本当の目的でありました。

例えば英語と社会だけで受験できる某私立大学があるとします。A君は数学と理科の偏差値は35であるものの、英語と社会の偏差値が70とします。Bさんは数学、理科、英語、社会、どの科目の偏差値も65とします。その大学の受験結果でA君は合格しBさんは不合格になったとすると、その大学は、偏差値70の人は合格するものの、偏差値65の人は不合格になる超ハイレベルの大学ということになります。

このような少科目入試を私立大学文系学部が始めた頃は、1科目を入試必須科目から外すと偏差値は5ポイント上昇することが相場でした。除外する対象として最も狙われたのは、言うまでもなく数学でありました。

トップクラスの私立大学も少科目入試路線に突入したため、中堅以下の私立大学は理念などかなぐり捨てて少科目入試を導入し、一部では1科目入試どころか、けん玉合格などの一芸合格もはりました。

そのような流れで特に迷惑を被った学問は経済学であります。私大経済(文系)学部では数学は不必要という世界の中で日本固有の迷信を確固たるものにしてしまったのであります。もちろん海外では、経済学を学ぶには理系並みの数学力が必要という認識が普通でありまして、数学が不要という迷信がまともに信じられるのは日本だけで

あります。

政治学に関しても様々な統計学的分析が基礎となる時代であるにもかかわらず算数のパーセントが理解できれば十分と考える方々が多いとも言われています。

冒頭で紹介したように、新しい入試を早大政経学部が実施したことは、文系に数学は不必要という迷信を過去のものにする上で絶好の機会となりました。

数学が必要な社会に本当に変わってきているのか。まず、そのことから申し上げたいと思います。

2019年3月26日に経済産業省が発表したレポート「数理資本主義の時代～数学パワーが世界を変える～」では、冒頭で次のように述べています。

現在、世界では、IT機器の爆発的な普及や、AI、ビッグデータ、IoT等の社会実装により、社会のあらゆる場面でデジタル革命が起き、革新的なデジタル製品・サービス・システムが新たな市場を開拓していく「第4次産業革命」が進行中であるとされている。

この第4次産業革命を主導し、さらにその限界すら超えて先と進むために、どうしても欠かすことのできない科学が、3つある。

それは、第1に数学、第2に数学、そして第3に数学である！

3つは全部数学だという言い方をしています。

さらに、前後して経団連も文系と理系の枠を超えてビッグデータや人工知能を使いこなしたり、リベラルアーツを身につけたりする重要性を強調しており、情報科学や数学、歴史、哲学などの基礎科目を全学生の必修科目とすることを提案しています。

私は、かつて経済界が高度経済成長期に役に立つ学門を振りかざして教育に介入したことが現在の教育問題の困難をつくり出してしまった原因であるにもかかわらず、その反省もなく、今頃になってこのような要求していること自体に身勝手さを強く感じるのですが、子どもたちの全人格的な発達を願うものとしては、今こそ、その目標に向かう好機であるというふうに考えています。

しかし、問題は、それ以前に、まず全国的に蔓延している数学嫌いの克服をしなければならぬという点にあります。

上の表は、2015年度のTIMSS、国際数学・理科教育動向査で発表されたもので、例えば「数学が好きか」で「大好き」と答えた生徒の割合が日本は9%で、その人たちの数学試験の平均点は640点ということでした。点数はそれほど低くない。むしろ高いほうです。しかし、好きか嫌いかと言われたときに、嫌いのほうが圧倒的に多い。「数学が好きか」「数学に自信があるか」「数学を重視しているか」のどの項目に関しても、日本は数学に対する意識に関して国際比較で最悪となっていました。

注目すべき点は、3項目とも左側の列、つまり「大好き」あるいは「とても自信がある」「とても重視している」が最も少なく、2項目で右側が最も多いことです。なぜ日本はこの問題をあまり深刻に受け止めてこなかったのでしょうか。

AIが進化した今日、人間に求められるのは考える力や創造力であり、学校で学ぶ算数、数学は、実はそうした力を養うための絶好のトレーニングであると言われてい

ます。

ところが、現在、日本の算数・数学教育では、定理や解答を導く論理を飛ばして、テストの答えを当てるためのやり方の暗記だけをさせるような学習がはびこっています。そうした教育では、物事を順序立てて捉え、論理的に考える力を養うことにはならないのです。

数学とは論理学の学問であって、数字の学問ではありません。そもそも、やり方を暗記して早く計算をして答えを出すといったことは計算機が得意とする分野であり、人間がそこで計算機と競争してもかなうはずがないのです。人間は、むしろAIをよきパートナーとして共存することを目指すべきであり、計算機と戦わない、あるいは競わない領域で活躍することに軸足を置くべきであると思います。

算数、数学は社会で役に立たないといった迷信を打ち破り、社会が求める創造力にあふれた子どもたちを世に送り出すためには、新しい、しかも楽しい算数・数学教育が欠かせなくなっているのです。

算数、数学は社会で役に立たないというのは、一般的に私たちの社会で非常によく使われています。皆さんも、きっと恐らく周りでそういう声をお聞きになったことがあると思います。それほど今の日本では一般的に算数、数学は社会で役に立たないというふうに思われています。

しかし、実際にそうでしょうか。そんなことは絶対にはないのです。自分たちの日常生活をちょっと振り返ってみれば、算数、数学を使って、駆使して生活を送っていることは当然なのですが、学校の成績を見たときに算数、数学は社会で役に立たないんだからいいんだという慰めを子どもたちにあげてしまう、こういうばかげた教育が学校だけではなく家庭の中でもそういうことが言われている。これは、ぜひともどこかで振り切って克服しなければならないというふうに考えています。

子育てで支援というと医療費の無料化や出産祝い金などに焦点が当たった時代がありました。今でも全国的にそうです。

しかし、私は、これからは子育ての内実そのものに目が向けられていくと考えるべきだと思っています。

今、教育は子育て中の若い人たちの注目を集めている重要なテーマであります。

都会では中学受験や塾通いで疲弊した子どもたちの姿がよく見られ、そのことに心を痛める保護者も多数います。かつては山村留学のように周辺の自然環境のよさが地方移住の契機なった方が多かったようですが、近年では教育の内容そのものに魅力を感じて移住をするという保護者も多数います。

子どもたちをどう育てねばならないのか。どう育てることが保護者の期待に添い、かつ子どもたち全人格的な発達に寄与することになるのか。重要な岐路に来ていると私は感じています。

中川村の算数・数学教育の現状と、あわせて村の公教育の将来展望と村づくりの中での役割などについて、教育長、そして村長の見解を聞きたいと思います。

お答えをさせていただきます。

○教育長

STEAM教育については、今回、詳しく言及はいたしませんけれども、子どもたちのわくわくどきどきと呼び起こす学びを目指す教育理念であると私なりに理解をしておるところでございます。中川村の教育もそうありたいというふうに思っているところでございます。

まず、御質問の算数・数学教育の現状についてでございます。

中川村の子どもたちは、例えば国語と算数、数学を比べた場合、どちらかという国語に力を発揮しているというのが、ある意味、伝統的な流れのように理解しております。

令和元年度の全国学力・学習状況調査の結果から、算数、数学に対する児童生徒の現状を見てみたいと思います。

この調査では、質問紙により学習に対する児童生徒の意識調査も行われております。「当てはまる」「どちらかという当てはまる」を合わせた数字を見てみます。

例えば中学生ですが、「数学の学習は大切だと思いますか」の問いに対しまして9割以上の生徒が「当てはまる」と回答しております。「将来社会に出たときに役に立つと思いますか」の問いに対しても約9割の生徒が「当てはまる」と回答しており、これらは県や全国の数値を大きく上回っております。小学生も同じ結果でありまして、両方の質問に対して9割以上の児童が「当てはまる」と回答をし、やはり県や全国を上回っております。中川村の子どもたちの多くが、算数、数学を学習することは大切であり、将来社会に出たときに役に立つと受け止めているというのがこの結果から承知できるかなあというふうに思っております。

しかしながら、「算数、数学の学習は好きか」の問いに対しましては、「当てはまる」との回答は中学生では5割に満たず、小学生は約6割、双方ともに県や全国を下回る結果となっております。

つまり、算数、数学は大切だと捉えている一方で、好きになれない、嫌いという認識の子どもが多いというのが中川村においては現状のようでございます。

ちなみに、国語の学習が好きという子どもは、小学生、中学生ともに7割前後が「当てはまる」と答えております。双方ともに県や全国を上回っていると、そういう現状でございます。

こうした傾向につきましては、教育委員会といたしましても課題であるというふうに捉えてまいりました。

児童生徒にとっては、分かる、分からない、できる、できないという現実とも大きく関係しているものと思っております。

これまで中学校に数学指導のための村費職員を配置してチームティーチングで指導に当たったり、水曜日の放課後に学習支援を行う中川未来塾において数学を重点的に支援したりというような取組もしてまいりました。

また、ICTを利用した授業やドリル学習ができる環境を整えましたので、今後、こうしたものも活用しながら、子どもたちがわくわくどきどきする授業の工夫や学力の定着に期待しているところでございます。

本年度は、中学校におきましてもICTを活用した研究を行っております。

いずれにしましても、お話しておりますようなわくわくときどきできる学びの実現が、算数、数学のみならず、全ての学習に求められると考えております。

教育委員会では、本年度から中川村保育園、小中学校の在り方検討をスタートさせ、中川村の教育をどう魅力あるものにしていくかについて検討してまいります。

また、魅力ある中川村の教育が村自体の魅力にもつながると考えておるところでございます。

○村 長 数学も、自分のことを考えてみますと、小中学校のときはほとんど分かって理解をしておったつもりですが、高校へ行ってから非常に難しくなり、細分化され、いろんなこういう学問分野に分かれていくと、やっぱり難しいなあと、全て理解できない、中にはほとんど理解をしている同級生もいて、非常にうらやましく思ったところがあります。

今思いますと、そんな高等なところまで行かなくても、例えばこれから仕事をしていったり、自分が起業をしてこういうことを目指そうっていうふうに考えたときに、思いだけじゃなくて、実際には経済活動が伴うわけですから、自分がこういうことをして、こういう投資をして、このぐらいの規模でこういうふうにしたら収入がどれだけ上がってくるのかとか、こういったところを論理的に考えて起業をしないと——起業っていうのは農業でも商工業でもそうだと思うんです。これは、やっぱりうまくいかない。その損益分岐といいますか、そここのところの規模感と、きちんとしたものを理解していく、そういう考え方で身につけていけるっていうのがやはり数学ではないのかなあというふうに思うわけでありまして、それは私の感想ですけど。

村としましては、魅力ある教育がこの村ではされているという村であること、これがこれからの村づくりの特徴的な柱になってくるんだろうなということは思います。

また、特に移住を考えられる皆さんについて言うと、この村は親の目から見て非常に特徴ある教育をしているな、それがその子の将来に役立つものかどうかということを見た上で、これを選択肢に入れているということも聞いたことがあります。

非常に過疎に悩んでいるところでも、新しいタイプの学校といいますか、教育のカリキュラムを示して開校した学校に非常に多くの——小規模でもですよ、多くの親というかは選んでそここのところへ集まるという実態もあるというふうに聞いております。

本年度から学校の在り方検討が始まりますので、その議論を注視していくわけでありまして、特に魅力ある村の教育づくり、こういったことについて具体的にどういうふうにしていったらいいのかということをお話しながら、村ができることはしっかり財政的にも人的な支援もしていきたい、こういう考え方でおります。

○7 番 (桂川 雅信) 今、村長からも村づくりに生かしたいっていう回答がありましたので、ぜひそういう立場で進んでいただきたいというふうに思います。

教育長からわくわくときどきする学びについて触れていただきましたけれども、これを実現するためには、教職員の中での教育技術を高める仕掛けですとか工夫ですと

か、そういったものも必要になってくると思いますので、ぜひその面での努力もしていただきたいと思います。

私は、今回、算数、数学のことを申し上げましたけれども、別に国語を軽視しているということではなくて、日本語力、国語力をきちんと磨いていくっていうことは、実は、本来、算数、数学の基礎にありまして、そういう意味では両方、どれもが子どもたちにとって必要な学問なんだということをぜひ押さえておいていただきたいというふうに思います。

今回、教育長の報告の中で、大切か、あるいは役に立つかという設問で小中学校とも全国よりもかなり高いレベルで回答があったということをお話しました。これまでのこの村の小中学校の教育が間違っていないとか、正しい方向に進んでいるっていうことをかなり実感した報告だったと思います。ぜひ、「好きか」の設問のところでももう少し上がるような、レベルアップできるような、子どもたちが本当に算数、数学って面白いよねっていうような気持ちを持ってもらえるような教育技術を高める工夫をしていただきたいというふうに思っています。

次に移ります。

3番目「小和田地区水田の盛土による内水排除対策について」です。

一昨年台風19号における千曲川の氾濫を契機に土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和2年7月の答申を踏まえ、流域治水の考え方に基づいて集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進することとしました。

令和元年東日本台風により甚大な被害の発生した7水系においては、緊急治水対策プロジェクトに基づいて、国、都県、市区町村のみならず、流域の様々な関係者が連携し、流域治水の考え方を取り入れた対策を先行的、集中的に実施するとしています。

また、7水系以外の天竜川水系においても、どこで豪雨による甚大な災害が発生してもおかしくない状況であることから、流域治水の全体像である流域治水プロジェクトを国、都道府県、市町村等から構成される協議会を設置して取りまとめています。

このうち天竜川上流域治水プロジェクトでは「中川村の小和田地区では、農地・家屋の浸水被害を軽減し、女全・安心な地域にするとともに、次世代農業の実施等、安定した地域を創出することを目的として、基盤整備事業を進めます。」と記述されています。

確かに家屋の浸水被害を軽減するために地盤のかさ上げや移転などは流域の対策として有効であることは間違いのないことと考えますが、水田を埋め立てる基盤整備事業までを流域治水の計画に含めることにはさかさ疑問を感じています。

もともと流域治水の考え方は、豪雨時の洪水を河道内だけで解決するのではなく、流域全体でピーク流量を減少させて河道の負担を軽くすることにあり、この考え方は80年代に既に確立しておりました。その後、都市域において雨水貯留施設や透水性舗装が普及したのは、この流域治水の効果であります。

台風19号での千曲川氾濫の検証の中で遊水池機能の確保が改めて強調されたこと

は、流域治水計画を30年以上にわたって放置してきた国の責任が改めて問われるものであると私は考えておりますが、翻って、今回の小和田地区水田の盛土は流域治水の理に反するものであると考えます。

この計画を進めるのであれば、国は小和田地区の湛水域をもともと遊水池としてカウントしていなかったことを明確にするか、同等以上の遊水貯留機能を流域のいずれかに確保しておく必要があります。

村は、このことについて天竜川上流河川事務所に対して確認を行ったかどうか伺いたいと思います。

○建設環境課長

今回、小和田地区に中央新幹線建設工事発生土の利活用を進めるに当たって、事前に天竜川上流河川事務所を確認をしております。平成21年7月策定の天竜川水系河川整備計画では小和田地区は遊水地とは位置づけられていないので、盛土は問題ないとのことでした。

○7番

(桂川 雅信) 国が小和田地区を遊水地として位置づけていないっていうのには、実は理由があります。天竜川の水位が上昇して小和田地区が冠水してしまったときに水田の補償を国がしなければならないということになるからです。そういうこともありまして、堤防は低くしてあるけれども遊水地ではないという、ちょっと大変難しい設定を国がしていたということでもあります。

たまたま、今回、堤防のかさ上げが実施されますので、遊水地でないということが本当に証明されることとなりますけれども、実は、今まで湛水はしているのに遊水地機能を認めていなかったのは、国が嫌がったからだけだと私は思っています。

次に、小和田の水田地帯の盛土によって、これまではこの湛水域に流入していた内水が行き場を失い、牧ヶ原トンネルを通じて南側の中央地区に流出することを地区住民は強く危惧しております。

標高差でもトンネルの南側が低くなっており、トンネル内に流入した洪水はすぐに中央地区に流してしまいます。

小和田地区の天竜川右岸堤防が天竜川の計画高水位に合わせて整備され、同時に水田の湛水域が国道レベルまで盛土された場合、天竜川の水位上昇とともに小和田地区に流出した水はトンネルを通じて南側に流出することになります。天竜川計画高水位ではトンネル入口で70cm水位が上昇することになりますし、それ以下の中小洪水の水位であっても天竜川に排除できない内水によって氾濫水がトンネル内に流出する可能性が高くなります。

これを阻止するために陸閘を設置することが検討されているようですが、このトンネル西側には牧ヶ原ふれあいトンネルという歩行者用トンネルもあり、陸閘の設置はトンネルの管理や施設の維持管理、非常時の操作も含めて実現性が極めて困難と考えるを得ません。

中央地区では知事と村長宛てにトンネル内への雨水の流入を未然に防止する措置を講じるよう要望書を提出しています。

小和田地区水田を盛土するのであれば、中央地区への内水氾濫防止の対策を取るよ

うに検討すべきと考えますが、どうでしょうか。

また、この件については、これまでに1度も中央地区に話がありませんでした。業務委託の作業は進んでおりますが、全ての結論を出す前に中央地区にも検討経過を報告し、対策案を提示するようにすべきと考えますが、どうでしょうか。

村長の見解を伺います。

○村長

7番議員の御指摘のとおり、その危険性につきましては中川村のハザードマップに示されております。

小和田地区から牧ヶ原トンネルを流下いたしまして中央地区への流入を防ぐよう、今回の小和田地区基盤整備事業の中で各施設の管理者となります国、県、村の調整会議の中で今後要望をしまいたいというふうに考えております。

小和田地区の基盤整備事業につきましては、地区や地権者に対して計画案を作成し、その計画に対して同意することが確認された段階で、これは進めていくことになること、こういうふうに手順として考えております。

中央地区への説明時期につきましては、事業の進捗状況や天竜川上流河川事務所が盛土による影響について水理計算等により確認をするというふうに聞いておりますので、内水排除対策案——これは牧ヶ原トンネルがメインということになるわけでありまして、この内水排除対策が示された時点で行っていくというふうに考えております。

○7番

(桂川 雅信) すみません。もう一度確認ですが、その内水排除対策の計画は、どの時点でその計画が発表されるということになるのでしょうか。

○村長

今、盛土をやるということは決まったわけでありましてけれども、天竜川の堤防をどの高さまで整備していくかということと内水の関係について、そうしますと、桂川議員がおっしゃったような、当然その水が、あのまま行くと牧ヶ原のトンネルの中へ流れていってしまうということになるわけでありまして、そのところで堤防のかさ上げの水理計算を行っていくもんですから、そのときにどういう対策をするかというのは次の段階と、こういうことで考えております。

○7番

(桂川 雅信) もう一つ、今、業務委託が進んでいると思いますが、天竜川の川のほうの問題だけではなくて、流域から入ってくる流域の水理計算っていいですか、水門の計算をしないといけないと思うんですが、これのほうは業務委託の中に含まれていると考えていいのでしょうか。

○建設環境課長

お答えします。

入ってくる支線といたしましては、特に1級河川の県管理の坊ヶ沢がありますけれども、それについては昨年度の事業でありますけれども繰越して事業が発注されておりました、うちが協会さんのほうに出している委託のほうには入っておりません。

○7番

(桂川 雅信) ちょっと今の答えはよく分からなかったんですけど、流域から流出する雨水の量、降雨時にどれぐらいの雨が降ったときに——どれぐらいっていうか、もう決められている数字でいいんですけども、降雨強度をある一定程度に決めて、それに従って小和田のところに出てくる流量がどれぐらいかっていうことは、これは

委託の中できちんとやっていたかできないといけないと思うんですけれども、違いますか。

○建設環境課長 今の計画高水位だとか計画降水時のというお話になるかと思うんですけれども、それについては、基本的に、今、大体測量が終わっておりまして、それに対して河川断面のほうの検討はこれから天竜川上流河川事務所うちのほうでちょっと検討をしていく段階なので、8月ぐらいまでには出していききたいなあというふうに考えています。

○7 番 (桂川 雅信) 話が混乱しているかもしれませんが、要するに、私が申し上げたのは天竜川の水位の問題ではなくて、天竜川の水位が上がっても、あるいは下がっても、ある程度の水位のときにはどういう状態になるかということ計算しておくべきではないですかということ、小和田は横前から入ってきますので、横前から入ってくるあそこの流域の水がどれぐらいの雨が降ったときにどれぐらいあそこに落ちてくるのかという計算はやっておかないと、これ、結論出ないと思うので、それはぜひやってくださいということです。

○建設環境課長 先ほど申しました坊ヶ沢については県のほうの発注で調査を行っています。

ただ、深山排水路というか、農業用の排水路と、また村管理をしています郷士沢については、まだやっておりません。これにつきましては必要と考えていますので、その都度対応をしていきたいと思っております。

○7 番 (桂川 雅信) これ、ちょっとぜひきちんと進めていただきたいと思います。

時間がありませんので4番目に移ります。

4番目は、坂戸橋資料の収集に尽力をしてくださいという質問です。

本年は坂戸橋の親柱街灯が1991年に復元されてから30年に当たります。

中川村・坂戸橋保存会は、今年度の事業計画として桜お別れ会と併せて親柱街灯復元30周年記念としてイベントを行う予定です。このことに関する広報は別途行う予定ですが、最近になって保存会の役員の方から「自宅に「坂戸小唄」という歌の音源と楽譜が保管されているが、見ますか。」と御連絡いただき、早速、歴民館の方と御一緒に拝見し、保管の手続きを取りました。

また、この後、昭和8年に僅か40枚製作された坂戸橋開橋記念の風呂敷や30年前の親柱街灯復活の際に作成された記念の手拭いなども発見されました。

いずれも坂戸橋の完成時や節目に村民が坂戸橋を大切に思っていた証の資料です。

坂戸橋は、使いつつ守るといふ村民の不断の努力と温かいまなざしで国の重要文化財の地位与えられたものです。そして、この文化財を50年後100年後も未来に向けて伝えていくためには、現存する全ての資料を未来に引き継がねばなりません。

今でも資料が不足しているものは可能な限り収集する必要があります。未来の中川村民が坂戸橋の過去を振り返ったとき、なぜこの橋ができたのか、どうやって築造したのか、工事中に何も問題がなかったのか、村民はどうやってこの橋を守ってきたのかなどなど、人々の暮らしと坂戸橋の関係を詳細に記録した資料が絶えず追加され保存されていなければ、坂戸橋はただのコンクリートアーチ橋として人々の意識から忘れ去られていきます。

例えば100年後に戦前戦後とか昭和初期のといった時代区分そのものの意味が薄れてしまう可能性もあり、坂戸橋を土木技術の1つの通過点とだけ見れば、文化財としての意義、価値を失いかねないと思います。

今から100年後の2121年にも坂戸橋が文化財としての価値を保持しているとすれば、それは坂戸橋が村民に親しみを持って活用されている事実と190年間の継続した資料を残し続けているからです。

来年2022年は坂戸橋竣工から90周年の節目に当たります。坂戸橋が完成したときに誕生された皆さんも御高齢の域に達しています。今、坂戸橋と共に生きてきた世代がこれまで保管されてきた資料を片づけてしまうと、関連資料はこの世から完全に失われてしまう可能性があり、それは絶対に避けなければなりません。この90年間の坂戸橋に関わる全ての資料、工事資料や村民が保管している写真、文書、チラシ、記念品、あらゆる関連資料を収集、保管する必要があります。

村としての資料収集と保管を徹底して行うべきと考えますが、今後の方針を伺いたいと思います。

○教育長 坂戸橋の資料の収集に関わる件でございます。

これまでも写真、資料は提供の呼びかけを行ってきておりますが、今後は、保存会とも相談、協力しながら広く関係資料等の提供を呼びかけたり、これから開催をします坂戸橋関連のイベント等でもその都度提供を呼びかけたりしていきたいというふうに思っております。

また、坂戸橋建設に深く関係した方の御家族等へも改めて呼びかけていく必要があるというふうに考えております。

現在、歴史民俗資料館に保管しております資料には大正9年までの村の行政文書がかなり残っておりまして、学芸員により整理はされてきておりますが、それ以降は橋の管轄が県となりましたので、村に残されておるものがございません。よって、こうした観点からも県とも連携をしまして保存を進めていくと、そういったことを考えております。

また、建設当時の資料等は90年ほどたっておりますので収集が大変難しいというふうに思われますが、その後、現在まで行ってきた坂戸橋関連のイベント等に関わる資料については役場文書の中にも残っている可能性がございます。この機会にこうした文書を検索して把握していくことも必要かというふうに考えております。

また、坂戸橋そのものだけではなく、橋がどのように守られてきたのか、あるいは人々の暮らしとどう関わってきたのかなど、坂戸橋にまつわる村民の皆さんの思いも、まさに坂戸橋の歴史でございます。資料では読み取れない部分もありますので、坂戸橋と共に生きてきた世代から伝えられた内容を保管していく、そんな取組もしていく必要があるというふうに思っております。

いずれにしても、収集した資料が分散していくようなことのないように教育委員会としましても保管に取り組んでいきますが、保管するだけでは資料が埋もれてしまう可能性もありますので、村のホームページ等を利用して発信するという

ことについても大事に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○7 番 (桂川 雅信) 今、教育長、最後におっしゃっていましたが、保管した資料の活用の仕方をぜひ今後も考えていただきたいと思っています。長く続く仕事ですので、ぜひ村として力を込めてやっていただきたいというふうに考えます。

最後に、5番目に移ります。

5番目は「移住希望者にはマイナス情報も正確に提供を」というテーマです。

県道伊那生田飯田線の工事計画が大草地区住民の長い間の念願がかなって進められていますが、この工事が一時的に中断する要因となったのは道路計画用地であることを知らずに移住者が土地購入をしてしまったことにありました。しかも、この土地購入契約時の不動産業者の重要事項説明では、土砂災害警戒区域の明示をしないという違法行為まで行われていました。

本来、土地購入に対する基本的調査は移住しようとする購入者が第一義的に行うものですが、若い移住者には感覚的に不動産取得を決めてしまう方もいるようで、このような方ほど詐欺的な手法にだまされやすい傾向があるように思います。

移住者は移住前に必ず不動産に関する情報を収集するはずですが、その際には、村行政はたとえその土地への移住に不利な情報であっても正確に提供をする必要があります。

例えば、民有地であっても道路や施設建設の公共事業の計画地である場合、官民境界が不確定な用地、周辺地域とのトラブルが発生している用地、土砂災害警戒区域に該当する、あるいは警戒区域の直下の地域などなど、法律上は土地売買や家屋建築上では様々な規制がかけられている場合が少なくありません。このような用地の取得には相当の注意が必要であり、村の実情を知らない村外の若い方が詐欺的行為の被害に遭わないようにするためには、行政としても細心の注意が必要と思います。

今後も村の関係人口を増やして村に関心を持ってくださる方が増えると、当然、村内の不動産を取得したいと考える方もいらっしゃいますから、行政は移住に不利な情報であっても移住者が不利益を被らないように適切な情報の提供をする責任があります。これは建設行政だけの問題ではなく、役場行政全体でマニュアルを作成するなどして意思統一を図る必要があると考えますし、案内書などを作成するなどの準備も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○村 長 まず、空き家等の不動産情報の発信、これにつきましては、現在、村内の不動産を営む事業者と協議会設立に向けて準備を進めているところであります。専門家の意見をお聴きして移住希望者等へどのような情報が有益なのか確認しつつ、連携して進めてまいりたいというのが1点であります。

また、登録希望の空き家等につきましては、どのような規制や問題があるのか、特に防災情報につきましては、実は長野県の「信州くらしのマップ」というウェブ上で見られる情報ソースがありますので、この「信州くらしのマップ」を活用し、関係部署にも確認をいたしまして登録を進め、空き家活用希望者には空き家や周辺の状況についても併せて説明をしてまいります。

役場全体のマニュアルの作成につきましては、関係部署と問題点を確認し、今後検討をしてまいります。早急にやる必要がありますので、担当課でこのところの御指摘については研究を早急に始めたいと、こういうふうに思っております。

また、移住・定住の案内につきましては、本年度の移住・定住の参考となるパンフレットの作成を予定しており、どのような情報が必要なのか移住された皆さんの声も聴きまして、各種手続の案内ですとか各種支援施策等のほか、確認すべき事項なども——これが一番御指摘の点かと思っておりますので、きちんと書き加えてまいりたい、こういうふうに思います。

とにかく移住・定住を考えてくださる皆さんに情報を、非常に不利というか、率直にこういう問題もありますよということも含めて、判断のお手伝いができるように進めていく考えであります。

○7 番 (桂川 雅信) 村内にも宅建の資格を持っている業者さんがいらっしゃるのですが、ぜひ、できれば村内のそういう資格者を利用していただくのも1つの大きな手じゃないかなあと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議 長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時といたします。

[午前11時33分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 松澤文昭議員。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した通告書によりまして一般質問を行います。

3月定例会においては、中川村消防団組織の在り方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団改革についてパート4ということで、柳沢地区での住宅火災における要望に関して村の対応をお聞きしました。

また、地区協力金、消防団採用、特別消防団、女性消防団の役割、消防団員の安全対策等について議論を行いました。

今回の一般質問においては、消防委員会の体制、運営について村の方針をお聞きします。

また、昭和33年に制定された中川村消防団規則及び昭和40年に制定された中川村消防団の定員及び任用等に関する条例について、村より消防団の実態に合わせた改正が必要であるとの回答をいただいております。条例改正に当たり改正のポイントについて議論をしたいと考えています。

また、消防応援協定書の協定内容について村の見解をお聞きします。

まず消防委員会のことについてお聞きをしたいと思っておりますけれども、中川村消防委員会条例、昭和33年9月19日制定の第2条 所掌事項では、

委員会は、次の事項について、村長の諮問に応じ調査審議するものとし、及びこれらに関し必要と認める場合は、村長に意見を述べるができる。

(1)消防団員の服務及び待遇並びに消防施設の改善強化に関する事項

(2)その他消防に関する重要な事項

と規定されています。

中川村消防団組織の在り方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団改革について村が基本方針を示すべきと今まで議論を行ってきたわけですが、それを審議するのが消防委員会だと私は考えております。

しかし、既定では消防団員の服務及び待遇並びに消防施設の改善強化に関する事項が主な所掌事項となっております。

第2項のその他消防に関する重要な事項も村長の諮問に応じ調査審議することができるとの解釈もできますが、中川村消防団組織に関する事項、消防団活動に関する事項も条例に明記すべきだと考えますけれども、村長の考えをお聞きします。

○村 長 消防に関してですけど、議論と審議の場が消防委員会であるということにつきましては、そのとおりでというふうに思います。

訓練に関して、この間、大きく見直しがされたわけでありましてけれども、これは、所掌事務の中にその他消防に関する重要な事項、これが(2)であるわけでありまして、この範疇で扱えるのではないかと考えておりまして、改めて明記することについては不要ではないかというふうに考えます。

○3 番 (松澤 文昭) 私もそうは思うんですが、ただ、条例として(1)に「消防団員の服務及び待遇並びに消防施設の改善強化に関する事項」と明記してあるわけなんですよね。したがって、私は、やっぱり条例の解釈として、例えば(1)に今言った消防団組織に関することとか、消防団活動に関することってというような1項を入れておいて、(2)に今言った服務とか消防施設のこと、そして(3)にその他消防っていうような形にしたほうが、やはり審議をするに当たって、村長諮問をしてもらうに当たって、そういう消防団活動とか組織の在り方っていうことについて明記しておいたほうがいいんじゃないかと思うんですが、そこら辺の見解についてはどうでしょうか。

○村 長 条例の問題点で、どこに重きを置くかっていうのは条例の書き順に当然表れますので、松澤議員のおっしゃることは全く理解できないわけではないですので、御意見として伺い、直す必要があるとしたら、もう一回、法規研究会等でしっかり議論をした上で考えたい、このように思います。

○3 番 (松澤 文昭) 条例改正に当たって村のほうでも実際の実態に合わせた条例改正をしたいと言っておりましたので、ぜひとも検討に加えてもらいたいと思うわけでありまして。

そういう中で、中川村消防委員会条例第3条 組織では「委員会は、委員6人以内で組織する。2 委員は次に掲げる者のうちから村長が任命する。」ということで、(1)として村議会の議員、それから(2)として村消防団を代表する者、(3)として識見を

有する者と規定されております。

中川村消防団組織の在り方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団改革について消防委員会で検討を行うとすれば、やはり幅広い村民の声を反映させるっていうことが私は重要なあと考えておるわけでありまして、村民の代表も加えるべきではないかなあと考えておるわけでありまして、その選出に当たっては、やっぱり公募をすることも考える必要があるかと思っておりますけれども、特に消防団員の家族等も加えることもいいのではないかなあと考えておるわけでありまして、そこら辺のことにつきまして村長の考えをお聞きします。

○村 長 広く消防団に関していろんな方が注目を持っていただいて御意見を言うということは、一般論としては当然のことだというふうに思いますけれども、しかしながら、この問題は消防団という特定の組織——特定という言い方はないんですが、それに特化したものをどうするかということでございますので、当然消防団の代表者の参画をしておりますけれども、まずは団員の率直な声を聞くことから始めたい。

その上で、目指す方向のために住民の後押しが必要だということであれば住民代表の参加も考える必要が出てくるというふうに思っております。今は、住民の、いわゆる住民代表みたいな、住民の中からはという規定を盛り込むことは特に必要はないというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 私が今提案しているのは、これで過去4回いろんな議論をしてきたわけでありましてけれども、特に消防団の在り方とか消防団組織等について議論を行ったほうがいいよっていうことを提案してきたわけでありまして、それらについて、やはり村長から諮問するということになれば、さっき言った限定的な人ではなくて、やっぱり村民の代表を加えて議論したほうが私はいいと思っております。

したがって、未来永劫までそういうふうにしるとは言いませんけれども、重要な変革の時期に来ておりますので、やはり村民の代表も加えて議論したほうがいいと思っております。そこら辺について村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 消防委員の中で委員をしていただく識見を有する者という方は、当然、今まで消防団の団長、こういった経験者がほとんどという言い方はありませんが、であります。それから、議会の中から消防委員として選出をいただいている議員さんということでございますので、一般の人たちからの御意見をということでありますが、これについては、全く消防委員会で聞くわけではなくて、私も、例えば団員は若くていらっしやいますし、その家族の声ですとか、こういったことについては十分別の機会でお聞きしておるつもりでありますので、そういうところから消防の組織としてどうあるべきなのかということ、どうするかということは消防委員会に諮問をしておることでございますので、今それは必要ないだろうというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 今までも何回か議論してきましたけれども、私は、やはり消防団の組織の在り方とか今回の改革については、消防団員を中心とした人たちが委員に

なって内部改革みたいなことをしても、やはりいい改革案は出てこないと思っております。やっぱり村民の声を十分に反映させることが非常に重要だと思っております、特にこれから1年あるいは2年で消防団条例を改正するに当たっては、特に村民の声を入れたほうがいいと思うわけでありまして、その点についてもう一度お聞きします。

○村 長 何度も議論を今まで積み重ねてきましたが、消防団条例、消防団を中川村に設置するというのは、上位の法律を受けて単純にそういうふうにつくってあるだけでありますし、そのほか必要な事項は、先ほどありましたとおり、それぞれの消防団に関する条例で規定をしておるところであります。

今までの議論の中を先取りするわけではありませんが、文言で明らかに古い、例えば志操堅固だとか、そういった部分のものについては現代に合っていないし、これは消防団じゃなくても理解もできませんし——できないわけじゃありませんが、ふさわしくないの、そういうところをもう改めるということは、当然、いろんな、何ていいますか、村民の皆さんにもこの条例がこういうふうになっていますよっていうことを明らかにした段階では当然そういう御意見も出てくると思いますし、そういう段階では、今までの議論はきちんと反映をして直していくということでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 村長のほうから上位——消防庁ってということだと思いますけれども、それからの消防団条例だという話がありましたので、ちょっと次の条例改正のポイントについて議論をしたいというふうに思っておるわけであります。

まず消防団組織の在り方について、もう一度私が整理する中で、もう一回、再度議論したいと思っておるんですけども、今、御承知のように全国で人口減少なんかによって団員数が減少しておるわけでありまして、団員確保に向けて組織の在り方だとか定数の見直しの議論が各地で進んでおるわけであります。

総務省の消防庁は、地域防災力の低下の危機にあるとして、地域で消火活動や災害救助に当たる団員を確保するため、今、待遇改善の検討を行っておるということが新聞に出ておりました。

その内容を見ますと、2020年の全国の団員数は過去最少の約81万8,000人となり、少子高齢化など地域防災力の低下に危機感が強まっているということで、消防団員は1955年に200万人近くいたが、1990年に100万人を割り込み、入団者も落ち込み、2020年の団員数は前年比で約1万4,000人減少した、1万人以上減少したのは2年連続で、消防庁は危機的状況と強調をしておるわけであります。

背景には、地域社会と消防団のつながりが薄れていることや、ふだんはサラリーマンとして働く人が増え消防団活動との両立が難しい事情もありますし、それから全団員に占める20代～30代の割合は1965年の88%から2020年には43%に半減し、高齢化が進んでおるということでもあります。

さらに、消防庁は対価の低さも団員不足の背景の1つと考えておるということで、各市町村が条例で定める全国の平均年額報酬は2020年の一般団員の平均額で3万925円、月額に換算して2,500円ほどであり、さらに昼夜を問わずに危険を伴う消火活動

などに従事した際に支払われる出動手当は1回当たり数千円であり、現場からは献身的な取組に対して手当てが少ないとの声が上がっています。このため、消防庁は各地の団員活動や手当支給の実態調査に着手し、報酬や手当を上げることが団員確保の有効策となるかどうかを含め、調査結果を有識者会議に反映して議論を行うとし、消防団員が消火活動や災害救助に従事した消防団員に支払う手当を出動報酬と位置づけ1日8,000円とし、一般団員の年額報酬の標準は3万6,500円とし、実質的な引き上げを答申としておるということでもあります。

総務大臣は団員の士気向上、団員数確保にもつながると期待すると述べており、国でも団員確保のための待遇改善が検討され始めました。

一方、消防団員が村を守る自覚や消防団員としての誇りを持つために地域社会と消防団のつながりの強化を図ることは、やはりこれは村が取り組む課題だと私は考えております。

そこで、消防団の条例改正においては、村が過去の前例だとか形式に捉われず、全国に先駆けて火災活動中心の組織から地域防災や地域コミュニティーの維持、地域活性化を担う組織に変革することにより、団員が村を守るという誇りを持てるような消防団に変革することが重要だと考えますけれども、今後の消防団活動の在り方について村長の考えをお聞きします。

○村 長 今、議員おっしゃった——よく調べていらっしゃると思うんですけど、実は、私も、その前に何度もいろいろ消防の団員の活動に見合う報酬、出動手当、こういったことについては、今のままではまずいんじゃないかという——まずいという言い方はないんですが、十分見合っていないという議論の中で、今年度から、処遇面について言えば訓練手当、こういったものも、例えば火災予防広報ですとか防火水槽の維持活動などの地域貢献活動についても訓練手当を支給するようにいたしましたし、団員用の商品券についても配偶者または子を養育する団員に対し加算支給するようになったところでもあります。

しかし、今おっしゃられたように、消防庁の消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告を踏まえて今年4月に出了た消防団員の報酬等の基準に照らしてみると、十分ではありません。

中間報告は多くの示唆に富む分析をもちろんしておりますので、よく勉強をするところから始めたい。

この消防庁から出された基準については、額と支給方法については検討をして令和4年3月末までに必要な条例改正と予算措置をなささいということが確かに書いてあります。村としても、これはという言い方は全くできませんので、このものはきっちり勉強しつつ消防委員会等にもまた出していかなければならないだろうというふうに思っております。基準についての検討は消防団と協議の上というふうに書いてありますので、まずはそこから始めたいというふうに思います。

地域社会と消防団のつながりの強化という点は、ちょっと議員とは少し考え方が違うかもしれないわけでありまして、消防団については、昨年度、自己改革に真

剣に取り組んで、例えば訓練の在り方、こういったものが今までどおりではやっていけないということで真剣に取り組んで方向性を出したところでありますので、これからは、そういった現実を踏まえて地域社会のことを考えていきたいというふうに思っております。

例えば消防団員が減少する社会での地域防災の在り方はどういうふうなことができるだろうかというようなことは、当然、一番に考えなければいけない、こういうふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私が言いたいことは、待遇改善は村として条例改正でやってもらえばいいと思っておりますが、特に、後段言ったように、村として今までのただ単なる消火活動中心の組織から、地域防災あるいは地域のコミュニティーを守っていく、若い人たちを守っていくというような、こういう組織にしたほうが消防団活動自体にもやりがいを団員が持つようになるんじゃないかと私は考えておまして、そういうような組織になるべく変革していったほうが消防団員の成り手も増えるんじゃないかなということを含めて提案をしておるわけであります。

したがって、こういうことが消防長からのお達しだから変革できないってということではなくて、そういう前例だとか形式に捉われなくて、やはり中川村を愛し、地域とともに活動する中川村消防団だと、そういうような認識あるいは理念があれば団員が誇りを持って消防団活動に取り組めると思っております。

また、逆に、そういう形の消防団に中川村消防団が変革すれば全国からも注目されるんじゃないかなと私は考えておるわけであります。そうすると、やはり関係人口だとか、それから交流人口の増加にもつながって、将来的には移住者の増加にもつながるんじゃないかと、注目される中で移住者の増加にもつながるんじゃないかと考えるわけでありますけれども、そこらを含めて村長のお考えを聞きたいというふうに思います。

○村 長 昨年の訓練の在り方、もちろん背景には団員の減少ということもありますし、実際の消火、こういったところにあのやり方が本当にいいんだろうかということや団員の皆さんも感じながらずっとやってきたことだろうというふうに思っております。

消防団は、やはり何をするかっていうと、地域の安心と安全を守るという意味で、特に火災から住民の命を守りたいと、地域住民の命を守るということで組織をされているというのがまず第一でありますので、そういう意味から言いましたら、やはり消防団というのは何をするかっていうと、またこれも上からの上意下達じゃございませんが、消防組織法に根拠を持っておるわけでありまして、そういった意味で、そのことを誇りに彼らはやっておるわけであります。

今回、操法大会等を中止した中で、どういう訓練をしていったら実際の消火ができるのかということについては真剣に彼らも考えておまして、技術を、これをきちんと継承するには、みんなができるようにするには、例えば最低これだけは訓練をしなければどうしてもできないというのが、幹部の皆さんっていうか、部長以上の真剣な思いのようでありまして、このことを前と同じように訓練をしていたら、これは前と

一緒だから駄目であると、もっと合理的なやり方で考えてほしいというところで私もお願いをしております。現場では非常にそのことに対してストレスというか、果たしてこんな——こんなっていう言い方はないんですが、こういうやり方の縮小したやり方の中で本当に守れるんだろうかというところで非常に悶々としておる姿が浮かび上がってきております。

そういう意味で、彼らはプロの意識を十分持っておりますので、やはり第一には、何ていいますか、消防、消火、あるいは概念としては火の用心、こういったことを一番に、まずプロとして地域の中でその役割を果たしたいということの思いがあるわけですので、消防団というのは、まず——地域のコミュニティーとか地域活動の中での新しい姿っていうことは十分分かりますけれども、そのことをどういうふうにしていくかっていう筋は、やはり恐らく譲れんのだろうなという思いがあります。

○3 番 (松澤 文昭) 今のことについては、ちょっとまたいろんなところで議論をしたいと思えます。

ちょうど火災のことを重点にっていう話が出ましたので、やっぱり消防団員に実際に話を聞きますと、いざ火災っていったときには、広域消防が充実する中で、中川村消防団の団員は慣例として、広域消防が消火活動に入ってくれば中川村の消防団が水利の確保だとか消火、残火処理だとか交通誘導等を行っておって、広域消防の後方支援というような位置づけっていうように団員たちは意識をしているわけですよ。そうすると、さっき言った議論にもつながってくるんですけども、消火活動は、やはり、ちょっと今までの消火活動重点の組織から私は変えたほうがいいと思っておるわけです。

それで、今言ったことも含めて、広域消防と中川村消防団が役割の協定書みたいなものを私は作ったほうがいいんじゃないかなというふうに考えておるわけでありますけれども、そこらについて村長の考えを聞きたいというふうに思います。

○村 長 お願いします。

消防団は消防署の後方活動を担うっていうようなふうには位置づけられているものではないというふうに思っております。あくまでも現場の中での共同作業によって所期の目的を達成することを任務としておるというふうに思います。

確かに装備が全く違いますので、通報があれば真っ先に、平日と違いますか——そうじゃなくてもそうなんですけど、駆けつけるのは広域の消防の皆さんであります。

特に、主たるところが鎮火して延焼の危険がないというふうに判断された場合には、地元の消防団がずっとそれを見守りつつ、崩れた建物はもちろん水をかけ続ける、監視をするという役割もありますでしょうし、特に山火事なんかの場合には、これは人海戦術になりますので、水のうを背負った団員が少しずつこれを消火して歩かないと鎮圧にはいかないと、こういう実態もあるわけであります。

そういう意味で、技術も装備も違うわけでありますので、協定という形できちんと文言で固めてしまう必要はないんじゃないかというふうに思います。

問題は——コロナの中という理由にはなりませんけれども、の中で消防団が何をし

なければいけないのかっていうことが臨機応変にきちんとできなかったという事例が
昨年の柳沢の建物火災のときにはありました。ポンプの水が出ない問題もそうですし、
消火栓1か所からみんなが水を出さうとした問題もありますし、それから、誘導につ
いては警察署のほうからここは私たちが引き受けますからというふうに言われたので
引き下がったということもありますけれども、そういう意味から言いましたら、全く
やっていないわけはありませんけれども、やはり基本的なことは役割をきちんと
日々勉強していく、こういうことをやるんだよつていうことはマニュアルにも書いて
渡してありますので、こういう学習はきちんとやる必要があるというふうに思ってお
りますが、協定という形で、文言できちんとそれぞれを取り決めるつていう必要はな
いんではないかというようなのが考え方です。

○3 番 (松澤 文昭) 私も昨年の地区の住宅火災の現場に行って、非常に思ったことがあ
ります。やはり初期消火は地区の住民が担っておって、それで地元の消防団が来るわ
けでありますけれども、それで消火活動に入るわけですけれども、広域消防が来ると
途端に体制が入れ替わるわけですよね。広域消防が主動に今言ったように動くわけ
すけれども、明確な協定は要りませんけれども、せめて大まかなところで役割分担
決めておかないと、何か、今見ておると、広域消防が来ると、もう中川村消防団員は
二の足を踏むような体制になっておるように見受けられました、見たところ。

そこらも含めて、協定書を結ぶ必要があるかどうかは別として、広域消防と話合い
をする中で、大まかな役割分担等も含めて1回調整をしておいたほうが私はいいと
思っておるんですけれども、そこらも含めて、どうでしょうか。

○村 長 大規模な火災が発生した後——昨年の柳沢での建物火災でもそうでありますし、一
昨年の横前地籍の種豚場の火災もそうであります。団と署が合同で事後検証を開催し
て、当日の動き——もちろん自分たちの危険も含めてであります。これを検証して事
後の活動に生かすよう、そういう総括は例年行ってきておるところでありますけれど
も、どうも団員がその役割を十分承知していないつていうことが一番の原因だと思わ
れますので、この徹底については、その反省を含めて、これをきちんと団として徹底
していくということは続けたいし、例年、火災の検証はやっておりますので、そのこ
とは改めて団としても重視をして徹底をするように話をしたいと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも願いをしたいと思うわけであります。
それで、これも前々から議論をしてきたんですけれども、消防団の役割を変化し
てきておりまして、予防消防だとか広報活動の強化だとか、大規模災害における避難誘
導、あるいは住民との防災マップ作成等々、今、多種多様で複雑な活動を消防団も行っ
ておるわけであります。

やっぱり、そういうふうになってくると、これも議論してきたように多種多様な知
識を持った団員を確保することが必要だと思えますけれども、そこら辺について幅広
い人材が入団できるような条例改正が必要だと思えておるわけでありますけれども、
改めて村長の考えをお聞きします。

○村 長 地域社会がどういう活動を求めるのかっていうこと、地域が期待していることに消

防団がどういうふうに応えるのかっていうことで多様な人材つていうものが生まれて
くるんだろうというふうに思いますが、これは地域社会としてどういうふうに消防団
を考えるんだよつていうところが大きいというふうに思います。

消防団員の定員及び任用等に関する条例におきましては、団員になれる要件を定め
ております。これまで議論をしてまいりました——先ほどもちょっと触れましたが、
志操堅固、身体強健、こういった表現は改めます。

住所その他の要件については団や消防委員会にも意見をお聴きして考えてまいりた
いと思いますが、ほかに幅広い人材の入団、これを阻害する規定はどこにもございま
せん。

もし、今、幅広い人材を積極的に入団させるというようなことを盛り込む必要があ
ると、議論の上あるとしたら、ちょっとそれは条例に明記するのは非常に無理があろ
うかと思います。というのは、明記したとしても、実際にそういう皆さんが消防団に
入ってくる、それで役割ができるつていうことは、条例に書き込んだるからという
よりも、これは現実の話の中でそういう人材がどういうことをしていくのかという活
動に規定される中でそういう人材が入ってくるという必要が、必然が生まれると思い
ますので、ちょっと文言上ではどうかなあという思いはありますが、議員のおっしゃ
ることは分からないことではありません。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひ検討してもらって、幅広く多種多様な人材を確保することが消
防団員の団員数の確保にもつながると思いますので、そんな点で検討してもらいたい
と思うわけであります。

それで、先ほども申しましたように、昨年の住宅火災を受けて、改めて地元住民に
よる初期消火の重要性を実感したわけであります。

現在は、住民の男性のほとんどが消防団活動の経験者ということであります。そう
いうわけで消火栓による放水活動もできたわけですが、今の例えば消防団の加入状況
を見ますと、半分くらいしか入っておらないという実態を考えますと、これから将来
にわたっての地区の地域防災力の低下が懸念をされてきます。

したがって、今の消防団の訓練につきましては、もちろんポンプ操法大会だとかラッ
パ奏法大会は中止をするというような方向になっておるわけでありますけれども、消
防団の訓練の中で、私は基礎的な訓練、例えば小型ポンプの扱いだとか、それから救
護の活動だとか、そういうものは今入っている全団員が初期的な基礎的な訓練を行っ
て全員が小型ポンプを扱える、あるいは救護活動ができるというような体制に持って
いったほうが、将来的にわたって地域防災力の低下が少しも減少できるというふう
に考えておるわけでありますけれども、そこら辺について村長の考えをお聞きします。

○村 長 議員おっしゃられたことは、そのとおりだということで消防団も認識しておるかと
思います。

令和3年度以降のポンプ操法大会を中止いたしまして、それに代わり機関訓練、そ
して救護訓練を定期的に実施することを決定したということでございます。

ただ、どの程度の量でやるかっていうことは、今なお、先ほど私が申したとおり、

この程度をやって技術が本当につながるかどうかという不安の中でやっていることは事実でございますので、これはちょっと模索をしながらというのがしばらく続くのかなあというふうに思っております。

いわゆる特科班とか機関員とかの所属にこだわらず、団員誰もが一定程度の技術は習得できるように訓練するということを基本にしていくということですので、非常に期待ができるかなあということで考えております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひともお願いしたいということと、あわせて先ほど申しました地域防災マップの作成だとか、あるいは水防の基礎だとか、そういうことも含めて、本当に基礎的な部分については全団員が取得できるような体制づくりをお願いしたいというふうに思っておるわけでありまして。

引き続き、消防団の総合応援協定書の関係につきましてちょっと幾つか質問したいというふうに思っておるわけでありまして、中川村は、上伊那地域の消防団による相互応援協定書と、中部伊那町村——これは飯島町、松川町、大鹿村、中川村の4市町村による協定、それぞれ応援協定書を締結しておるわけでありまして。この協定書の内容を比較検討しまして、以下のことについて村の考えをお聞きしたいと思っております。

まず1つ目は、上伊那地域の消防団による相互応援協定書では、第3条で指揮について、応援を行う市町村消防団は上伊那広域消防本部消防長及び行政側の地区を所轄する消防署長並びに行政側の消防団長の指揮の下に活動するものとする、ただし、被害が甚大で、かつ事態が緊急を要すると認められる場合は、応援を行う消防団長の指揮の下、自主的に応援活動を実施するものとするとの規定があるわけでありまして。

ところが、中部伊那町村消防応援協定書では指揮について全く規定がないわけでありまして。中部伊那は上伊那と下伊那の違う地域をまたぐ消防団の応援協定書でありますので、むしろ、そこにこそ指揮に関する規定を設けて明確にしたほうがいいんじゃないかと思うわけでありまして、村長の考えをお聞きします。

○村 長 中部伊那町村消防相互応援協定でありますけれども、一番想定しておりますのは林野における火災発生、こういったことについて相互応援を行うことを協定としております。こういった場合には、一般的に火元となった市町村が他市町村に応援を要請いたしますので、現場指揮は火元となった市町村が執ることになるということの解釈でよろしいかと思っております。

中部伊那の場合は、消防団だけではなく消防署の区域もまたいでおりまして、そのほうでも協定をされておりますけれども、一般的な話として火元となった管轄署が指揮を執るというふうになっておるというふうには理解をしております。

現在、年1回、中部伊那4町村の首長と団幹部で懇談会を開催しております。協定内容の確認や情報交換を行っております。

議員の御指摘の指揮権、誰が指揮を執るかということでありまして、これについてあえて協定書に加える必要があるのかどうかにつきましては、まずは当村の消防団と相談をして、必要があれば他の3町村に働きかけて、年一遍でありますけれども

ども定期的な会議を持っておりますので、そういう中で調整を行うことはやぶさかではないというところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 私も今話があったように森林火災を想定しておるというふうには考えておるわけでありましてけれども、特に、先ほど読んだ中に、被害が甚大で、かつ事態が緊急を要すると認められる場合は、応援を行う消防団長の指揮の下、自主的に応援活動を実施するものとするというふうな、こういうふうには明確になっておるわけでありまして。今、村長の言われた火元だとか、そういうことだけでいっちゃうと、こういう部分での対応ができなくなってくるのではないかと考えるわけでありましてけれども、そこらも含めて、私はどうも上伊那の応援協定書を参考に變更したほうがいいと思うわけでありましてけれども、もう一度お聞きをします。

○村 長 出火をした地域、町村の消防団にまず要請があって、火災についてはそこからの要請に基づいて出動するという前提で私は申しておりますので、そういう意味で議員も理解をいただいているかと思いますが、指揮はそのものが一般的であるということと言ったわけでありまして。

先ほども申しましたとおり、やはり文言も明確に入れる必要があるということであれば——ただ、難しいのは、南信州消防本部が相手にはありますので、こっちは上伊那広域ということもありますけど、そういうことも含めて、協定の中に盛り込んだほうがいいかどうかということも含めて研究はしたいということでありまして。

○3 番 (松澤 文昭) 火災発生の場所のことがありましたので、これもちょっと続いて聞きたいと思うわけでありまして、上伊那地域の消防団による相互応援協定書の応援要請 第4条第2項では、市町村境界付近など現場特定が困難な場所において発生した火災に関しては、要請の有無にかかわらず上伊那広域消防本部等からの情報提供を受け、管轄地区内の火災として活動を開始するとの規定があるわけでありまして。

これも、やはり上伊那と下伊那の境にある中川村であるからこそ、中部伊那の相互応援協定書には要請の有無にかかわらず、要するに火災の発生場所が特定できない場合には要請の有無にかかわらず相互の消防団が出動するんだよってというようなことを明確にしておいたほうが私はいいと思うんですけれども、そこも含めて、さっきのことも含めて答弁をお願いしたいと思うわけでありまして。

○村 長 知る範囲では、ちょうど西原地籍、あそこで2回ほど過去に火災がありまして、まず飯田消防署の北部方面隊のほうに連絡が入って、その皆さんが駆けつけて消火活動をしておりました。郡境ではあるんですけど、明らかに中川村なんですね。こういったこともありましたので、おっしゃるような現実にはあります。もちろん中川村の消防団も出動しましたし、上伊那広域消防も出動してくれました。こういった場合には、とにかく誰と問わずっていう場合も、当然今のケースが考えられますので、具体的なケースも含めて、これ、お互いが誰と問わず出るということも1つの方策でありますので、これは研究をする必要があります。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも研究をお願いしたいと思います。時間がなくなってまいりましたので3番4番を続けていきたいと思っておりますけれども、

上伊那地域の消防団による相互応援協定書の経費負担 第5条では、応援出動に要する経費は応援を受ける市町村負担とする、ただし、消防団員の出動手当及び給食並びに出動に関わる車両及び消防ポンプの燃料並びに通信に要する経費については応援を行う市町村の負担とするというふうに明確に規定をされておるわけでありす。

一方、中部伊那町村消防応援協定書の応援経費負担、第3条では、応援出動に要する経費等は全て応援出動した団の負担とする規定をされておるわけでありす。

上伊那と下伊那では出動経費負担に関する考えが違うからこそ、中部伊那町村消防相互応援協定書の経費負担については負担方法を私は明確にしたほうが良いというふうに考えておるわけでありすけれども、その点についてお伺いしたい。

それから、あわせて第三者への損害補償 第6条では、応援活動に従事した消防団員が応援に伴い第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動中に生じたものについては応援を受ける市町村が、活動現場への往復経路の途中に生じた者については応援を行う市町村が、それぞれ損害を補償するものとする、ただし、応援する消防団員の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費については応援する市町村の負担とする規定をされておるわけでありす。

また、消防団への損害の補償 第7条では、応援を行う市町村消防団員が応援活動によって損害を受けた場合には、その団員が所属する市町村が補償するものとする規定をされています。

一方、中部伊那町村消防相互応援協定書の応援の損害補償 第4条では、応援活動中、消防団員の活動により生じた損害等の賠償については応援を行う町村の負担とする、また、応援出動した団員の公務災害補償についても同様の扱いとする規定されています。

やはり損害補償についても負担方法を明確にするべきだと考えておるわけでありすけれども、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 中部伊那町村消防相互応援協定書に書かれております経費負担について負担方法を明確に規定すべきということと、当然、損害補償についても負担方法を明確に規定すべきではないかという御質問かと思ひます。

まず、協定書の別紙というのがありまして、消防応援出動計画表というのがあるわけでありすけれども、この中の表の一番下のほうに書かれております備考欄には、2としまして、応援出動した場合の公務災害補償関係、諸経費等は、一切応援出動した団の負担とするということを明記してありまして、毎年の懇談会でもこのことは各4つの町村で確認をしております。

それと、もう一つ、損害補償についての負担方法につきましても同じように応援出動した団が負担するというようになっておりますので、よろしくお願ひします。

○3 番 (松澤 文昭) それで、今まで相互応援協定書の内容について議論してきたわけでありすけれども、私が特に心配しておるの、団員が今まで言ってきたような議論、協定書の内容を把握しておるのかなあということに非常に心配しております。協定書はあるけれども、団員が熟知していないことによつてうまく相互応援ができないとい

うようなことになると大変でありますので、やはり団員にこの内容を熟知させることが必要かと思うわけでありすけれども、村長の考えをお聞きします。

○村 長 これは出動がなくていいということになるかとは思ひますし、私が知る限りではちょっと例がないのかなあと、これがいいことかと思ひますが。

それにしても、何かあったときには当然出動、団の要請に基づき、火元という言い方は失礼な言い方になりますが、出動要請を受けて行く団の責任として、また補償についても自己責任という言い方はありませんが、そういうことが記されているわけでありすので、このことをしっかり分かった上で出ていく、このことは必要ですので、応援協定の基本たるものがどんなことかということ、当然、団員には学んでいただくように団を通じて徹底をさせてまいりたいと思ひます。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひ徹底のほうをお願ひしたいと思ひます。

全国で大規模災害や大地震が頻発をしておるわけでありまして、中川村では相互応援協定を上伊那地域あるいは中部伊那地域と結んでおるわけでありすけれども、こういう全国的に大規模災害が起こるようになってくると、やはり他の市町村との相互応援協定、あるいは県外の市町村との物資の応援協定の締結等も必要ではないかと考えるわけでありすけれども、村長の考えをお聞きします。

○村 長 中川村に隣接してありまして隣する市町村の消防団とは、それぞれ協定はできておるわけでありすけれども、それより遠いところの遠隔地へ非常勤の特別職である中川村消防団員に出張をするように命ずるといふような考え方は、今のところ持っておりません。

広域連携の必要性は十分理解するわけでありすけれども、一市町村で対応するのは非常に困難であります。広域的組織、例えば長野県、あるいは上伊那広域連合、こういったところで対応すべき問題かなあというふうに考えておる所です。

○3 番 (松澤 文昭) 私が言ったのは、相互応援協定書は上伊那、中部伊那だけではなく、もう少し幅広い範囲で結んだほうが良いのではないかということと、物資の応援協定みたいなものを全国の他の県等と結んだらどうかという提案でありますので、また検討をお願ひしたいと思ひわけでありす。

それで、最後に、今まで議論したわけでありすけれども、全国で大規模災害が発生しておりまして、消防団活動が多様多様化、複雑化をしており、今以上の消防団活動が求められています。

一方、令和3年度以降、団員の大幅な減少が見込まれてありまして、団員数の大幅な減少が続くとなれば中川村消防団の存続さえも危惧される状況になると考えております。団員の大幅な減少を食い止めるには、村民に消防団の役割が理解され、村民が持つ消防団の負のイメージを変えることが必要だと考えておるわけでありす。

消防団改革は、消防団員が自ら検討して改革を出しても消防団理論に基づく改革となつてしまい、村民が消防団に抱いている負の訓練イメージ、消防団員イメージとのギャップは埋められず、消防団のイメージの一新にはつながらないと思ひます。したがって、消防団改革の基本方向は村消防委員会が方針を示すべきだと考えております。

中川村消防団規則、あるいは中川村消防団員の定員及び任用等に関する条例及び消防団に関する規定を消防団活動の実態に合わせて見直す方針が示されております。条例改正に当たっては、先ほど申しましたように、前例、形式に捉われることなく、火災活動中心の組織から地域防災や地域コミュニティーの維持、地域の活性化を担う組織に全国に先駆けて変革することにより、村を守るという誇りを持てるような消防団に変革することが重要だと考えております。

中川村消防団が新たな発想で消防団改革を行えば、全国からも注目され、関係人口、交流人口の増加にもつながり、将来的には移住者の増加にもつながると考えます。

消防団改革により消防団員が村の防災を担っていくという誇りが持てれば、村民が持つ消防団イメージが格段に向上して、若者が率先して消防団に加入するような組織となり、今後多発することが予想される大規模災害にも適切な対応ができる組織となると考えます。

村長の考えをお聞きします。

○村 長 消防団員に対する期待というのは、災害が常態化する——今年も5月21日に豪雨災害がありまして、これは人命に関わるような災害ではなかったわけですが、もし崖崩れのときに道路を走っている人、車があったらどうなるかということを見ると、災害の常態化、大規模化ということとともに、警戒も含めて、非常に消防団に対しての期待は広まっているということで考えております。

常備消防だけでは担えない村消防団の消火活動、人命捜索も、私は、この間、見てきております。

一方、人口減少とともに若い人口が減少しておりまして、団そのもの、団員一人一人が縦横の活躍をしなければ期待や実際の防災には応えられないという、一方では矛盾も広がっております。

昨年はコロナ禍の年といえればそれまででありますけれども、消防団の活動を見直すことが1つできました。この中で、現場重視の考えで過重な負担となっている操法訓練の中止を決断した団には、真剣な議論あつてのこととして敬意を払いたいというふうに思います。表したいと思います。

災害現場でいち早く消化ができるよう全ての団員が工夫して訓練を行うことは、これからの課題であります。

また、消防団の活動を理解し支える家族に報いることも今後考えていかなければいけないと思っております。

何よりも、移住をしてきた皆さんが、ここにはこういう消防団があるってということは移住してきて初めて知るわけでありまして、ああ、こういう村でもこういう若い人たちがやっているんだなということは見るともかもしれません。そういうことも含めたときに、やっぱりこの村に移住してきてよかった、こういう人たちに守られているという、そういう感覚が持てるような団になるように、また団員の身分保障、こういったこと、それから資格、装備はもちろんでありますけれども、こういったことも今後しっかりと議論をする中で十分報いるような方法を考えてまいりたい、これが今の考え方

の根本にあります。

○3 番 (松澤 文昭) もう少し議論したいことがあったんですが、時間がありませんので。今、消防団のことにつきましてはいろんなメディアでも取り上げられるようになりまして、中川村の議会でも昨年の7月の議会便りで「村民から応援され愛される消防団とは」のタイトルの下、消防団幹部、団員、団員の家族、村民に消防団に関してのそれぞれの思いを聞き取り、議会便りで特集記事の掲載もしました。あるいは辰野の古村団長のところまで聞き取りに行っているような意見交換会もして、それらの情報も村民に伝えてあります。

メディアの情報発信もあつて消防団の団員不足だとか消防団の在り方について村民の関心も高まってきていると思います。村を守るというような誇りを持てるような消防団に変わることを期待しまして、私の一般質問を終わりとします。

○議 長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

次に、6番 中塚礼次郎議員。

○6 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました2問について質問を行いたいと思います。それぞれの質問は、今、中川村が抱えておる大きな課題、少子化、人口減少対策という問題に関わってくる質問でありますので、よろしく願いいたします。

最初の質問であります、「保育園副食費の無償化実施と学校給食費の無償化に向けた取り組みについて」ということで質問したいというふうに思います。

2期目の再選を果たしました宮下村長は、村内での政策発表で課題である人口減少に対して、移住促進の決定的な施策に欠け、空き家の活用もまだまだ、都会から移住者が来る仕組みをつくりたいと述べており、また、移住施策の再検討を大胆に行いたいとも述べています。

村にとって大きな課題である少子化・人口減少対策では、いかにして子育て世代を迎え入れるか、子育てしやすい環境づくりをどう進めるかが最も重要というふうに考えますが、村の考えをお聞きします。

○村 長 選挙の中で、また、この間、国勢調査の結果が最近出ました。その中での数字で——今日の御挨拶でも申し上げましたが、240人の減少であるということでありまして、一番はコロナ禍ということももちろんあるわけでありまして、やはり少子化が非常に進んでいるということが一番の大きな原因でありまして、これがないと、将来の持続可能といえますか、村も非常に若い人がいないような、村を維持していく、支えていく、そういう若者がいなくなってしまう村っていうのが、一番元気のなさといえますか、そういったことにつながっていくのではないかという意味で、非常に今の少子化をどうするかっていうことが課題だと。

ついでには、生まれる子どもはどうしても限られておりますので、あと、都会へ出て行った人たちに帰ってきていただいて、そこで帰ってきてもらった皆さんが村を支えていくという方法と、あとは、中川村がいいところとして、都会から移住相談に来られる方は多くいらっしゃいますので、これが決定的な数として定着できるような、そういう施策、したがって、移住者の中でもできれば若い子育てにつながるような、そ

ういった皆さんが多く移住してくれてくれること、この2つが大きなこれからの村づくりには必要だろうなあという思いはあります。

○6 番 (中塚礼次郎) 少子化と人口減少が進む中で、これらに対する助成事業への取組と
いうのがあるわけですが、これらの取組事業が子育て世帯を支援するもので、
やはり私は経済的支援が一番求められているのではないかというふうに考えるわけ
ありますが、この点についての考えはいかがでしょうか。

○村 長 子育てにつきましては、妊娠されたときから出産、そして乳児の状態のときに、そ
の時々健康を守るために定期的妊婦健診に対して助成をしたり、出産後の乳児の聴
力検査についても助成をまいりました。

赤ちゃんの栄養指導とお母さんの産後鬱の防止など、定期的訪問等も充実をさせて
きました。これについては、管理栄養士もおりますし——余談ですが、たまたまです
けど、中川村は小さい規模ですけど、管理栄養士、2人の職員が資格を持ってお
ります。また、助産師もおります。保健師は4人おります。余分でした。——そういう
意味で、人的なところでの配慮と全ての100%の健診、お母さんと子の健康状態を守る、
こういったことには力を注いできたところであります。

また、出産のお祝いについても増額を図りまして、一時的にせよ経済的な支援も図っ
てきたつもりであります。

一人の人を育てて教育を施し、社会人として立ち立つるまでには2,000万円を超
すお金がかかるというふうにも聞いております。小さい子どもを育てるときは、親も
経済的に余裕がある方は少なく、議員が言われるように子育て世帯に対しての支援は
経済的支援が最も要求されることかというふうに考えます。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうからの経済的支援をやっばり子育て世帯は求めてお
るんだなということでは、認識は一致したというふうに思っております。

2019年の10月から幼児教育、保育の無償化が子育て費用の負担軽減や子育てと仕
事との両立を支援するための制度としてつくられました。2019年の10月の消費税率
引上げのタイミングで、経済的負担の大きい子育て世帯に配慮し、当初の予定を前倒
しして実施されたものであります。

無償化されたのは対象となる施設の3歳～5歳児クラスの利用料で、0歳～2歳児
のクラスの場合は無償化の対象は住民税非課税世帯に限られております。

10月からの無償化に伴い保育料に含まれていた給食費のおかずやおやつ代に当た
る副食費が実費徴収となり、保護者や保育関係者からは給食も食育、保育の一環では
との声も多く上がりましたが、給食費について内閣府は無償化の対象外といたしま
した。

副食費無償化への全国取組状況では、秋田では半数以上、徳島県では4割以上、
東京都では4割近くなど、全国で少なくとも100を超える自治体が無償とし、保護者
負担軽減の動きも進んできています。

秋田県では、25自治体のうち半数以上の14自治体、5市7町2村が全ての対象児
童の副食費を無料にし、県は無償化に合わせて多子世帯の副食費を助成する県と市町

村の共同事業を立ち上げ、この助成事業に市町村が独自に上乘せをして、4町1村で
は主食も無償としております。

無償化を開始した例として少子化対策、定住、転入の促進、地方創生、子どもや人
口の増加を期待した支援が挙げられ、また無償化による成果の1つの例として少子化
対策、定住、転入の促進が挙げられております。

過疎化が進む地方の自治体が人口の流入を狙って給食費を無償化し、一定の成果を
上げている側面があります。

それぞれのところで成果を上げておるわけですが、この点についてどのように考え
るか、考えをお聞きします。

○村 長 子どもが成長していくときに、やはり一番の柱は食べることっていうことであると
思います。食べることには結構お金がかかりますし、親の収入の多寡で食べる質が決
まってしまうということは、子どもにとって非常に不幸なことだなあというふうに思
います。

保育園、小学校では、必要な栄養量を計算いたしまして、おかず、おやつ、学校給
食がそのために用意をされております。これらの食が安価で安心して提供されること
が子どもを育てていく自治体の責任であるというふうに私は思っております。

無償化している自治体は確かに目を引くだろうなというふうに思うところでありま
す。

保育園、学校給食が無償であることは、移住先を考える若い親の皆さんの検討先と
しては考えるんでしょう。同時に移住先での収入を得る仕事も考えるでしょうし、住
居や賃借の家など、収入と支出も当然てんびんにかけて考えるものだというふうに思
うわけであります。

さらに、移住先での子どもの教育制度としての環境も考えるなど、移住を決める場
合には総合的に判断して決定するであろうというふうに思います。

もちろん、全体としてよい面と私は思うわけでありますけれども、子育てする自然
環境や人と人が近い距離にある過疎地、過疎地における自然と社会環境が一番その前
に大きな前提としてあるということを確認した上で、多くの方が移住してきているん
だろうというふうに思います。

○6 番 (中塚礼次郎) そのほかに一部無償化自治体もあるわけでありまして、第2子以降
は無償としているのが7自治体、第3子以降無償は91自治体、第4子以降無償は6自
体、また独り親家庭の児童は無償などとなっている自治体もあるということで、子育
て世代のお父さんお母さんにとって子どもの給食費はばかにならない出費の1つと
なっているというふうに思います。

長野県では飯山市が保育園副食費の無償化を実施しております。

中川村では、副食費の基本額を4,500円とし、そのうちの1,500円を村で負担、現
状は上伊那統一で3,000円の徴収を行っておるわけであります。

村での令和2年度副食費の総額は184万7,000円となることといたしました。

今、子育てしようと思う若者たちを取り巻く経済的環境は非常に厳しい状況になっ

ています。少子化対策、移住・定住・転入促進を進めるためにも、子育てしやすい環境の村として、まず保育園の副食費無償化に向けた取組を進めるべきというふうに考えるわけですが、村の考えをお聞きいたします。

○村 長 保育園は、3歳以上の子ども1人当たり副食費月額1,500円は村が負担をしております。3分の1ではありますけれども、自治体の責任で食を保障するという考え方に立って、これは上伊那統一で進めましょうということで始めたところでもあります。

保護者の収入によって、副食に出す費用というか、充てるウエイトといったものは非常に大きい方もおりますので、減免規定を設けた上で、さらに減額をしている園児もおります。現在、受入れ園児115人のうち43人、37%に当たる園児が減免の対象となっております。

議員がおっしゃられます数字については、減免をした後の数字かなあというふうに思っております。

それから、副食費ではありませんけれども、本日、補正予算をお認めいただいたわけですが、週1回、保護者負担で購入しているパン代についても、6月から村が全額負担をすることにいたしました。

また、食を保障するために、これもまた恐縮ですけれども、管理栄養士の栄養管理と計算の下、近年多い食物アレルギーには一人一人の園児の状態に留意をして、1人の給食調理員が担当する食数は上伊那郡下では最も少なく、食には手間をかけるなど、保育園では手をかけた給食にしておるのも事実であります。

保育園における食は学校給食とは多少異なりますので、当面は保護者の皆さんにも一定の御負担をいただく考えで、これをしばらく続けざるを得ないということでございますので、よろしくお願ひします。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから話がありましたが、移住を考えておる方たちにそういった内容のことが知らされれば、もっと移住者にとってはいい材料として来られるってということもあるのかなというふうに思います。

次にありますが、私は2018年の12月の定例会での一般質問で少子化・人口対策としての子育て支援策、学校給食無償化について取り上げてきました。

文科省が学校給食の無償化等の実施状況を公表しておりまして、全国で76の自治体が小中学校の給食を無償化していることを公表しております。

特に過疎地の自治体が無償化しているケースが多く、人口の流入を狙った施策の1つとなっております。

調査では、全国1,740の自治体における2017年度の小中学校の給食を小学校、中学校ともに無償化している自治体は76自治体で、全体に占める割合は4.4%、このうち71自治体が人口3万人未満の町村で、さらに56の自治体は人口1万人未満です。人口の少ない過疎地で給食費が無償化されているケースが多いというのが実態であります。自治体数で見ると全体の4.4%ですが、児童生徒数で見ると全体の1%にも満たない人口の少ない自治体で子どもや人口増加に向けた支援、少子化対策、定住、転入の促進として取組が実施されていることが分かります。

私は、少子化、人口減少が進む厳しい状況を打開していくためにも、あらゆる対策を研究、検討する中で打つべき手を打ち取り組んでいくべきと考えます。

前回の一般質問では、教育長から小中学校の給食費無償化には2,770万円ほどの予算が必要であるとの答弁がありました。実施に当たっては財政状況の中で予算の確保が必要となるわけですが、必要性和可能性を十分研究、検討し、施策実施に向け取組を進めていくべきではというふうに考えるわけですが、村の考えをお聞きいたします。

○村 長 今、議員、数字をおっしゃられましたが、保育園の副食費と違って、小学校の学校給食につきましては、材料費が主な、何ていいますか、給食費ということになっておりまして、光熱費、それから人件費、こういったものについては全て村が負担をしておると、こういう実態をまず——分かっていただいておりますかと思いますが、そういう中で申し上げたいと思います。

学校給食は、保育園の副食と違い、かかる金額も今申し上げたとおり非常に大きいわけでありまして。

学校給食は、必要な栄養をきちんと取るだけでなく、食を楽しむ、食材がどんなものか知るなど、教育的な側面が非常に大きいわけでありまして。過去、郷土の食や伝統食を学校給食に取り入れ、食を通じてどうやったら子どもたちに郷土食の理解を深めてもらえるか、興味を持って残さずおいしく食べてもらえるかなど、工夫を重ねて学校給食を提供してきましたし、今もそういう精神で取り組んでおるところであります。これには栄養教諭と調理員の工夫と取組によるものが非常に大きいというふうに思っております。

また、学校給食にも中川で取れる食材の比率を高める努力も過去からしてまいりました。

学校給食につきましては、食材の地産地消を進めることと併せまして、村が地場食材を買い上げることで保護者負担を軽減していくことを考えてまいりたい。

毎日食べる米につきましては、当然、品質の高い、食味もよく値頃感のある中川産に変えることを、タイミングを見て実施いたします。

野菜についても無農薬、有機栽培に全て切り替えるというわけにはいかないけれども、生産工程の管理された——今GAPということが非常に強く言われる時代でございます。生産工程の管理されました出所の明らかな中川産の比率を高めて、生産者にも御協力していただくように努めてまいります。幸い農業観光交流センターが立ち上がりましたので、ここを通じて学校給食食材の生産者を再組織し、安定的な供給を目指してまいります。

何か回りくどく言っておりますが、まず学校給食に提供する食材、こういったものを安心な出どころの分かった中川産に切り替えていく、これを支援することは農家の支援にもつながりますので、こういうことを行政のほうから全面的にやっていって、食材費の一部——一部といってもできれば50%近いものを想定するわけですが、こういったことを給食費の削減に結びつけたいと、こういうのが当面の方針でござ

○6 番

ざいます。

繰り返しますけれども、遠回りになるわけでありましてけれども、生産者の生産意欲の向上と安心・安全な安定した食材の供給を村が後押しすることで学校給食費負担の軽減化を進めていくということを取組の柱にしていく考え方であります。

(中塚礼次郎) 学校給食の在り方についての村長の詳しい内容の話で、納得はいたしますが、今までも述べたように、全国で非常に問題になっておる、特に過疎地の自治体の中では少子化・人口減少対策の1つとして学校給食無償化というふうな道を選んで、それを実施しておるといふような点に私はちょっと着目をして今回質問しました。少子化対策が本当に中川にとっても非常に課題だといふようなことで、その解決の施策として一般質問で取り上げたという内容であります。

給食内容を充実したりといふようなことは、確かに今おる子どもたちにとっては、それは家庭、お父さんやお母さんたちにとっても安心なことでありますので大事なことだといふふうに思いますが、当面する少子化、人口減少をどういふふうに打開していくかっていう点で、一般質問で取り上げて提案をしたという内容でありますので、できるだけそんな方向になればといふことで質問しました。

次の問題もやっぱり少子化、人口減少に関わる問題であります、「人工知能が結婚相手を紹介する「A I 婚活」について」質問をしたいといふふうに思います。

初めに、日頃、結婚相談員の皆さんが大変な御苦勞をされ活動していることに感謝と敬意を表します。

結婚を希望しながらも、なかなか巡り合いの機会もなく結婚を諦めてしまう、そんな現状を少しでも打開するために、出会いの機会づくりに村でも婚活イベントの開催などをして取り組んできていますが、成婚への道は大変厳しいものがあるといふふうに思います。

そんな中で、私がテレビ番組報道でA Iによる婚活について知ったのは昨年になります。

人口知能が結婚相手を紹介するA I婚活を導入する自治体に政府が費用の3分の2を補助する方針を固め、少子化対策の1つとして2020年の12月に次年度、2021年度予算に盛り込むことを発表したわけであります。既に埼玉県や栃木県、新潟県、兵庫県、香川県など15県が実施しており、2018年に出会いサポートセンターを設立した埼玉県では、結婚が成立した69組のうち33組がこのA I婚活だったといえます。

番組の中で紹介されたA I婚活の内容で、私は高い成婚率に結びつく仕組みになるほど納得をいたしました。これまでの結婚相談所やマッチングアプリがプロフィールや収入などの希望条件に合った相手を紹介するのに対して、A I婚活はタイプの異なる人も100項目以上の自分の価値観、相手に求める価値観を細かく調べた上で紹介するというものであります。

政府の事業補助の発表を受け、長野県でも事業への取組について新聞報道がされました。県での事業方針、内容を検討する中で、深刻な心配事となっている1策として前向きに取り組む必要があるといふふうに思うわけでありまして、考えをお聞きいた

○地域政策課長

します。

村の結婚相談所の状況ですけれども、月に2回の定例の結婚相談会や希望に応じての随時の相談活動を行っております。

登録者数につきましては、現在、男女合わせて11人というような状況であります。伊南の市町村ですとか飯田市等々の登録者とマッチングを行いながらお見合いの活動などを行っている状況であります。

また、県で行っているながの結婚マッチングシステムや市町村と同様で男性の登録者数が多く女性が少ないといふようなことで、その比率については5分の1といふふうに言われております。高齢の方、45歳以上の男性については、お見合いに結びつけることが難しいといふような状況のようでございます。

A I婚活につきましては、多くの登録者を有する民間の大手結婚相談所などで、例えば1万人の登録者お見合いの相手を絞り込むといった場合にA Iを使うことは大変有効だそうですが、最後はやはり人が関わってのマッチングといふふうにお聞きしております。

また、A I、人工知能でございますので、精度のよいマッチングを行うためにはA Iに多くの学習という機会を与えなければいけないといふことで、多くの登録者と多くのマッチング——トレーニングといふふうに言っておりますが、が必要になるということでもあります。登録者の少ない市町村でのA Iの活用は、今のところ難しいのではないかなあといふふうに思われます。

民間では、登録者を増やしまして、無料キャンペーンといった形でA Iの学習の機会を増やしているといふふうにもお聞きをしております。

村としましては、現状の規模でのA I婚活に取り組むことは難しいのかなあといふふうに考えておりますが、A I婚活を望む方がいらっしゃいましたら、結婚相談所長のつながりで大手結婚相談所を紹介するといったことはできます。その場合につきましては、登録料など必要な経費、上限10万円といったものの支援を行うことができます。

村の結婚支援活動につきましては、引き続き結婚相談所長を中心に親身な相談活動を継続していきたいといふふうに考えております。

相談につきましては、時としては結婚相談以外の内容にも及ぶといふふうにお聞きをしております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響でできていない出会いのイベントにつきましても、終息後は積極的に展開をしていきたいといふふうに考えております。

昨年のキャリアフォーラムでは、結婚相談所長と中学生で恋愛や結婚について懇談するよい機会があったといふふうに聞いております。そんな機会も大切にしながら、それぞれの皆さんの思いを大切にしながら活動を進めていきたいといふふうに考えております。

○6 番

(中塚礼次郎) 結婚相談員の方たちを中心に大変な努力をされておるといふことには敬意を表し、冒頭申しましたように私は思っておるわけですが、そういう人たちに

お世話になりながらも結婚がなかなかできないという深刻な問題を抱えておる家庭が村内にもあるというふうに認識をしておりますので、私がこの質問をしたのは、何かそういったことで1組でも2組でも希望がかなえられる人たちができればというふうな意味で質問させていただきました。

本当に、少子化だけじゃなくて、自分のうちの農業の行く末だとかいうふうなことで、大変に両親の方たちもそのことで非常に気苦労をなさっておるとい実態がありますので、村も含めて何とかならないかというふうに考えておりますので、一緒にまた頑張っていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長 これでは塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時50分といたします。

[午後2時31分 休憩]

[午後2時48分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 松村利宏議員。

○5番 (松村 利宏) 私は、既に通告してあります通行署に基づき質問をいたします。

まず最初に、防災、減災等の質問でございます。

私は2018年9月定例会一般質問で、中川村ハザードマップによると飯沼地区、小和田地区、中央地区、田島地区、中田島地区、南田島地区、葛北地区、柏原地区、渡場地区が浸水し、国道153号、主要地方道伊那生田飯田線の一部も浸水するが、九州北部豪雨、西日本豪雨の雨量の場合は浸水範囲が中川村ハザードマップより広範囲になることが予想される、さらに天竜川上流には三峰川の美和ダム、高遠ダム、天竜川下流には小渋川の小渋ダムがあり、ダムの放流による天竜川水位の上昇を考慮する必要がある、このように中川村ハザードマップで天竜川狭隘部、坂戸上流、釜淵上流、渡場上流が浸水するが、天竜川についてどのような計画があるのか、三六災害から57年経過しており、天竜川堤防のかさ上げについて提案しました。村長からは天竜川堤防のかさ上げを要望していくとの回答を得ました。

国土交通省天川上流河川事務所は、洪水等による災害の発生防止や軽減を目的として、2020年4月から天竜川小和田地区左岸、釜淵下流左岸で護岸工事として低水護岸工を行いました。この工事は、今後、堤防断面や堤防高を確保するため築堤護岸が計画されているために行われました。

今後行われる天竜川小和田地区右岸、釜淵下流左岸の築堤護岸整備は、村にとって災害発生が危惧される場所を改善し、災害に強い村を推進する歴史的事業となります。築堤護岸備は村長が所信表明で述べている第6次総合計画推進の1丁目1番地になると考えますが、まずは村長の見解をお聞きします。

○村長 地球温暖化に伴う気候変動により発生する集中豪雨につきましては、洪水、土石流など、多くの災害を発生させまして、毎年のように大きな災害が起こっております。

中川村でも昨年7月には多くの災害が発生をいたしました。

小和田地区においても天竜川の増水により農地が一部でありますけれども浸水をいたしました。過去3年連続であります。

5番議員のお話のとおり、安心していろいろ進めるという点においては、1丁目1番地というお言葉もありましたけれども、やはり天竜川が村の中央を流れているということで、その沿線に住む人口が非常に多いわけでありますので、こここのところの堤防の強化、氾濫の防止というのは一番大事な課題の1つだというふうに認識しております。

○5番 (松村 利宏) 今回お聞きいただきましたが、私も全く同じような考え方で、まず村長の考えと同じということで安心しました。

次ですが、築堤護岸整備は、小和田地区、葛島地区の平地部の大部分を占める重要な地域において安全・安心に暮らすことができるようにしなければなりません。地区に住んでおられる方からの要望、村としての方向性を明らかにし、村の活性化、人口減少対応を目指すことが必要です。このため、土地のゾーニングについて検討することを提案します。

これは、農地をやっていくということもあるでしょうけれども、そのほかの活用ついでを含めてゾーニングを検討していくことが必要だというふうに思います。

村長の見解をお聞きします。

○村長 今おっしゃられました地区でございますけれども、用途に分けての配置、土地の利用、ゾーニングというのはそういう意味かと思ひます。これをやっていく必要があるというふうにおっしゃいましたけれども、あそこは失礼ながら広大な土地ではないわけでありまして、ある意味では、農地を中心にして、農地とともに住宅地がまとまっている、こういう地域であります。そういうところでゾーニングするという、違う意味での目的の土地を生み出しながら土地利用をどうやっていくかと、活用を考えていくということは現状の面積では非常に無理があるんじゃないかなあという思いがいたしております。

既にお話をさせていただいておりますとおひ、小和田地区に関しては農地を再整備したいというふうに申し上げておりますのは、1つはこのことに由来をしておるわけでありますので、お願ひをしたいということです。

土地改良事業を実施するに当たりましては、非農用地の設定というのは、具体的な計画、つまり村のビジョンっていいいますか、そういったものがないと、それが既に決定していないと非常に事業を進める上では難しいというふうなこともお聞きをしておりますし、当然その中では地権者同士の同意、こういったものがなければ一番の元になりますので、これを短期間でゾーニングをする中でえっていくということは非常に難しいというふうに思っております。

それとともに、もし、そういうふうなゾーニングをして農地を農地以外の土地としての目的を生み出していくということになりますと、全体面積の3割を超えない、こういう改良でやりなさいという、そういった制約もあるようでございますので、現段

階では農地・宅地・河川・国道・村道用地を決定して土地改良事業を進めていくことになるだろうというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 今回回答いただきましたが、基本的には、小和田地区もそんなに広い面積じゃないので、そういうことになるかなあとは、今回回答いただいたとおりになるかなあとは思っていますが、国道沿いについては、もう既にいろんな建物、いろんなところで工場的や倉庫的なものも入っていますので、それを含めたところも今後出てくるということも考えられますので、全くそれを否定するっていうことではないわけですが、そういうのも考慮して当然やっていただきたいというふうに思っていますので、そういうことは頭の中に当然入れながらやっていただけたらと思います、そういうお願いをしたいというふうに思っています。

次に行きますが、国は、令和3年、今後10年間の住生活基本計画を閣議決定し、水害に備えて住宅改修補助や移転支援など住まいの安全対策に取り組む市区町村との割合を2025年度に50%にする目標を新たに設定しました。住宅改修、宅地かさ上げを進め、浸水の危険度が高い地域では移転誘導を進めると明記しています。

小和田地区の築堤護岸整備は、家が低地にある方、小河川氾濫の危険度が高い斜面に家がある方がおられることから、国が考えている水害に備えて住宅改修補助や移転支援など住まいの安全対策の取組を活用することを提案します。

これは、堤防もかさ上げがあるっていうことになると、果たしてこれが使えるっていうのはちょっと私も考えているわけですが、そうはいっても今計画されているところでは国道面までの埋立てかなあとというふうには考えていますので、そうなる、いずれにしても、今、何軒か低地部に入ってしまうということが考えられますので、堤防高をどのぐらいにするかっていうのであるかとは思いますが、そういう観点で利用できれば活用したほうがいいんじゃないかということをお聞きしたいと思います。

○村 長 今、議員がおっしゃったとおり、これは非常に理由をつけるのが難しい、堤防を強化する、じゃあ浸水しないじゃないか、なぜ移転が必要なんだと、こういう議論がストレートにされる可能性もあるわけで、それはおっしゃるとおりです。

ですので、今の中では、農地を埋めていって、そうするとどうしても低いところのお宅が出てしまう、あるいは、あのところでは土石流の危険といいますか、すぐ段丘涯の下にあるお宅、こういったお宅もあるわけでありまして、こういったお宅に関しては、地域防災の計画に記載している土砂災害特別警戒区域に指定された住宅の除却費ですとか、建設助成費については国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業として交付金が受けられるように、そのことを大いに活用的一方としてやるのは議員のおっしゃられるとおりですので、しっかりやってまいりたいと考えております。

○5 番 (松村 利宏) せっかくのいい機会ですので、活用できる補助金っていうか、支援、そういうのをしっかりと使って、しっかりと有効的にやっていただければというふうに思います。

次に行きますが、小和田地区の堤護岸整備は、国道153号と同じ高さまで埋め立て

ることとなり、国道153号に歩道を建設することが可能になります。

これは、低地部を埋めるっていうことになると、そののり面のところが十分あるので、当然、国有地というか、その部分のところが出てくるんだろうというふうに思われます。そういうことになりますので、最低、国道の西側に歩道、これを設置することにより、いろんな意味で、今は小和田地区のほうを例えば歩いたり遊歩道的に使ったりするところはなかなか難しいかと思うので、こういう機会にしっかりと歩道、それから通学等も含めて最短距離で行けるということを考えていくことが必要になると思いますが、村長の見解をお聞きします。

○村 長 153号の小和田地区に関しましては、あそこだけ実は、狭いなりにもといますか、歩道がついておりません。したがって、小和田地区の要望としては、ずっと前から歩道をつけてほしいという要望が上がっておりまして、建設事務所のほうに村としても要望を出しておるところでございます。

議員の御指摘のとおり、農地までの道路のり面を埋め立てることにより平地ができ、歩道用地が確保されることとなりますので、当然、施工も容易になるだろうというふうに思います。

今年3月9日の議会全員協議会の場で報告をいたしました国、県、村が協力して取り組むように中川村小和田地区の基盤整備事業に関する申合せ、これを取り交わしておりまして、3者の事業調整会議の中でこの設置についてできるように進めていきたいということでございます。

○5 番 (松村 利宏) これも画期的な歴史的な事業になると思いますので、県、それから村、それから地元と連携を取ってしっかりとやってもらいたいというふうに思います。

次に、私は今年の3月一般質問で防災・減災、国土強靱化事業として国道153号坂戸地区バイパス要望を提案し、村長から伊那設事務所へ要望するというような回答を得たわけですが、小和田地区の築堤護岸整備は、国の防災・減災、国土強靱化事業と一体化して行うことができるというふうに考えています。

小和田地区の築堤護岸整備は、国道153号における坂戸バイパスも並行して検討することが必要だというふうに考えています。これは、バイパスが後でまた153号の違うところを帰ってくるということになると、せっかくそこを埋め立てたところに国道をまた付け替えなきゃいけないという話が出てきます。これはどのぐらいのロードマップを作るかによって大分変わってくるわけですが、

あわせて、もう一個重要なのは、今、リニア期成同盟で下伊那の各町村と連携を取りながら飯島町のところまでの今バイパスができていた153号線のところまでを改修、改善していこうという話があるわけですが、これによって一番どうもネックになりそうなのが小和田地区から坂戸のところになるのは間違いないというふうに私は思います。したがって、そこも見越した上でどういうふうにしていくかというような考え方をここで考えておく必要があるかと思っています。そういう観点で、今検討を、そのところをしっかりと検討してやっていく必要があるということをお聞きしたいわけですが、村長の見解をお聞きします。

○村 長 壮大な構想を一気にやれと、それこそ壮大かなあという、すみません、直接的にはちょっとそんなことを思いながらお答えをさせていただきます。

期成同盟会ができて、実は、具体的には県に対してまずお話をさせていただいておるところであります。と申しますのは、153号のあの区間は長野県が管理をしている道路でありますので、まず長野県であります。

議員がおっしゃられるように、本郷地区からこちらの北側については整備がされております。それから南のところの小和田、中央、三田島を通過してどうするのかっていうのはやはり大きな課題でありまして、実は、そのルートをもうちょっとトンネルを開けて改良するのがいいか、全く別のことも案としては、昔の国、飯田国道工事事務所の前の所長はそんなようなことも考えておられるようなどころでありまして、とにかくルートをどこにするのかっていうことはまだまだ方向も定まっていないということでもあります。

当面は、県としては北側の伊駒アルプスロードから始まって伊那バイパスといいですか、あちらのほうを早く整備をするっていうことに集中をしております、ちょっとこのところと一緒にというのは恐らくいかないだろうなというふうに思います。その前にやはり小和田の整備が来るわけでありまして、議員のおっしゃられるような壮大な構想を一気にというのは、ちょっと現実的には非常に難しいかなというのが私の感想であります。

ただ、バイパスに関しては必要な物流道路であるし、153号が絶対に浸水したり、あるいは坂戸でも斜面崩壊が最近、昨年もありました。こういったことが、地質がちよっと非常に悪いものですから、ああいうことを抱えておる地区でありますから、この話とは別に、リニア北バイパスの話は、やはりこれはこれで進めるっていうことで考えております。

○5 番 (松村 利宏) リニアの件は、ちょっと相当スケジュールっていうかロードマップが長い話になるので、そうなんですけれども、坂戸のところを含めたところは、まず一緒にできれば併せて考えてもらっていく必要があると思いますので、多分いろんな方からこれが進んでくるとそういう意見が出てくるかと思っておりますので、そういうのも考慮して検討していただければというふうに思います。

次に、私は2018年の9月定例会の一般質問で、天竜川に注ぐ小河川は河岸段丘の森林から流れており、豪雨により山腹が崩壊して生じた土石流、溪流の土砂等が流下する可能性があるということで、2019年12月定例会一般質問で、村は人口減少、高齢化、雨量の増加といった社会構造の変化を背景に地区の在り方、天竜川・小河川流域の治山治水対策の備えを検討し、第6次総合計画に防災・減災として取り組むことが必要であると提案しました。村長から第6次総合計画に取り組むとの回答を得ました。

天竜川に注ぐ小河川のしゅんせつは、地区の要望に基づき伊那建設事務所と調整し定期的に行ってもらえるようになりました。

また、南信州地域振興局と調整し、下伊那郡における小河川の堰堤整備も実施してもらいました。

さらに、村内独自でもしゅんせつを行ってもらっています。

しかしながら、小河川が天竜川と合流するところの場所の地域については、天竜川の川底を下げることになるため——天竜川が若干下がっているっていうのは承知しているわけですが、なかなか行われていないという認識をしております。

総務経済委員会で天竜川葛島護岸工事を視察した際に、天竜川上流河川事務所駒ヶ根出張所長になぜ小河川が天竜川と合流する地域は天竜川の下底を下げるができないのかと確認をしました。天竜川は、昭和28年から平成28年までの間に災害復旧、河川補修、護岸改修工事等で改修を繰り返してきており、小河川の下流域のしゅんせつを行うためには天竜川の護岸工事、低水護岸工を行うことが必要だとの回答を得ました。村内の天竜川で護岸工事、低水護岸工ができていない釜淵下流の右岸の岸工事を国土交通省天竜川上流河川事務所に要望することが必要だというふうに、逆に要望してもらいたいということをおっしゃりました。

これは、今後、小河川の上流のほうはある程度いいのですが、どうしても下流にたまってしまいますので、そこを下げていくためには、しっかりと天竜川の内側、堤外地のところできっかりと護岸工事をやっていく必要があるということになるかと思っております。そういう観点では、これは村から要望することによって国でやってもらえるということになりますので、しっかりとそういうのを要望してもらいたいというふうに思いますが、村長の見解をお聞きします。

○村 長 毎年、天竜川上流河川事務所と懇談会を行っております。相手から事業の説明を受け、また現地に出かけて村からの要望箇所を確認しておりますので、ちょっとコロナ禍ということもありまして昨年は思うようにいきませんでした。以前はきちんとそれをやっておりましたので、時期を見て開催し、工法的に可能であるかどうかということも確認をしてやってまいりたいと思います。

議員がおっしゃられることは、よく分かります。村沢の合流、南沢の合流、これも、どうしても河川の流入の具合といいますか、角度といいますか、それもありますし、当然、天竜川の計画箇所の高さっていうことがきっと影響しておるんだろうなというふうに思っておりますので、地域住民として非常に困っているということは再三申し上げながら、今どうも南向堤防の根継ぎを順次行って行って、それから次の段階という段階でありますので、少しずつ少しずつですけど、懇談の中で出していきかないかなと思っております。よろしくお祈りいたします。

○5 番 (松村 利宏) 今回回答いただきましたとおり、県との連携、これが非常に重要だと思いますので、毎年しっかりと連携を取って一歩ずつ進めていただければいいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

次に小和田地区の天竜川に注ぐ3本的小河川の話に入りますが、先ほど7番議員のほうから質問があった、見方をちょっと変えた、言っていることは同じですけども、そういう話、それから153号のトンネルの話のところも言っていることは同じで、トンネルのところはちょっともう割愛しますが、回答いただいたんで、私も分かりましたので。

そこで、小河川、小和田地区の小河川が3本あるわけですが、これ、天竜川の洪水工がどのぐらい高くなるかによって、それから農地を埋め立てますので、それによって水が流れなくなっちゃう、またバックウオーターになってしまうということが考えられます。したがって、そこをどのようにして地域住民——特に小河川の上流にはまだ里山のところに家がいっぱいありまして、今現在でも非常に皆さん心配しています。去年の雨でも非常に怖かったという話をしています。そういう観点で、やはり小河川が天竜川にうまく流れないとまずいなということも考えています。

そうしますと、今言った、そこでどのぐらいの雨が降るかによって、そこに集まってくる流域の集水面積、それによってどのぐらいの流量が流れてくるかということを考えていかなきゃいけないことになるのだと思います、計画高を。それによって河川の幅とか深さとか、それから勾配、そういうのが出てくるかと思しますので、その辺のところをしっかりと勘案してやっていくことが必要です。

先ほど回答でいただいたのは、たしか県のほうでは1級河川のところを検討してもらっているという話がありましたけど、そうじゃないところもその流域に家はありますので、それも含めて検討してもらうことが必要だというように思いますので、しっかりとやっていただくように提案をしたいと思います。

それから、先ほどありましたが、トンネルのところは、先ほどのどこを通るかっていう話、国道153号の経路は変わらないと思うのですが、そういう観点では先ほど回答いたし、分かりますので、小河川のところの回答をいただければというふうに思います。

○村 長 簡単なお答えしかできないわけではありますが、それぞれに施設、小河川といえますか、河川の管理者がおります。坊ヶ沢は1級河川、長野県。それから洞ヶ沢っていうのが途中で合流しておりますが、これは中川村であります。そして郷土沢川、これについては中川村ということでございます。当然、上に流域があります。面積があって、そこで高強度と土地の状態に応じてどのぐらい出水があるかっていう計算をしていかなければならないというのは、先ほど7番議員のお話があったとおりでありますので、各施設の管理者となるそれぞれのところでこれから3者の事業調整会議を行って進めてまいりますので、じゃあ護岸の整備をどうするんですか、その高さもどのように考えるんでしょうかっていうことは、これは当然調整をしてみたい、こういうふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) 併せて、今言われたので私もいいかと思うんですが、あわせて、そこに住んでおられる方、特に上流部分におられる方にも安心・安全な体制ができるような、彼ら、住んでおられる方が、そういうようなところもしっかりとコミュニケーション取って説明していただけるようにしていただければと思います。

万が一移転とか、いろいろそういうことができればまたいいのですけれども、そこは、先ほど言ったところの県、国との調整、いろんなやり方を含めてっていうことになるかと思しますので、そういうのも含めて考慮していただければというふうに思います。

それから、小和田地区の築堤護岸整備については、やはり、今、水をどういうふう

に確保していくかということが重要になってくるかと思えます。
天竜川からポンプアップというか、水路をトンネルみたいに作って中を通してきているかと思うのですが、今度埋めますと、水田にしても農地にしても3mぐらい4mぐらい上へ高くなるわけですね。そういう観点を含め、何回も取入口が埋まったり、いろいろ途中で壊れそうになると何億円もかかるようなことが予想されるというふうに聞いています。

そういうことで、せつかくの機会ですから国土強靱化っていう中でうまく国、県と連携して水路の確保——先ほどありましたが、万が一、もし国道沿いにこういうのを作りたいという人たちがいたとしたら、そういうところの水の確保っていうのも重要になってきますので、含めて水路っていうのをしっかりと考えてもらえればというふうに思いますが、その見解をお聞きします。

○村 長 小和田地区につきましては、あそこの田んぼ、水田をかんがいしておりますのは天竜川であります。それから、一部、洞ヶ沢から出た水を使っているのかな。その排水を深山川という水路っていうか、一番端っこを流れるところに使い、それから、使用済みという言い方はありませんが、取水した後の天竜から水については牧ヶ原で揚水をして使用しておると、こういう状況であります。

今回の圃場整備、再整備に当たっては、議員おっしゃられるとおり、当然、堤防が高くなりましたら揚程が上がりますので、じゃあ、もう少しどこからどういうふう

に、もうちょっと大きいポンプが要るんじゃないかという問題もありますし、今現在のところは流れの内カーブのところ

に取水を設けておりますので、非常に砂がたまりやすくて難儀をしておるようであります。そういった点も含めて土地の所有者の皆さんとよく——もちろん許可水利でありますので国の天竜川上流河川事務所との協議をしっかりと、あまり手戻りがないような位置にできないかということは十分詰めてまいりたいというのが1点であります。

それから、もう一つ、再整備した後、もしかしたらほかの、かんがい用水ではなくて工場の用水のような使用者も出てくるかもしれないじゃないかというふうなこともあるわけではありますが、実は、こういった部分での——天竜川からの取水をそれで、砂混じりの水を使えるのかなあとか、いろいろ考えてしまっていますが、もし地下水ということになりますと、そのことも含めて、この新しい計画、今度の再整備をして埋めて国道面までかさ上げするところ

○5 番 (松村 利宏) 参考までに——村長は、村のほうはもう御存じかとは思いますが、

豊丘から喬木地区は天竜川左岸のところにいるんな工業団地がいっぱいあり、農地もいっぱいあるわけですけども、うまく天竜川から水を引いて、それを全部活用しているってことを確認しております。それから見ると非常に面積は狭いわけですけども、将来的には牧ヶ原地区をどうするかっていう話も当然出てくるわけで、長い目で見たときに、そういう視点で捉えて後戻りしないように——今ほど回答いただきましたが、後戻りしないようにやっぱりしっかりと考えてやっていく千載一遇のチャンスじゃないかというふうに思いますんで、そういう視点でも考えていただければというふうに思います。

次に参ります。

私は2020年6月の一般質問で、危機管理は未然防止、被害局面、応急対応、復旧・復興の4段階がある、新型コロナウイルス感染症は感染した方が分からない時点で感染力はあり、全世界で猛威を振るっている、新型コロナウイルス感染症は予測できない不確実性があるため奇襲攻撃といえる、奇襲に対応するため危機管理は集中と徹底が原則である、平時においてもリーダーシップは大事だが、危機においてはその重要性がさらに拡大する、リーダーシップとともに、国民のフォローアップ、つまり国民一人一人が重要性を理解して積極的に協力することが欠かせない、危機管理は政府だけでやるものではない、国民一人一人の理解と協力がなければ危機管理は成功しないと述べました。

ワクチンは、今年2月14日、ファイザー製が承認され、2月17日から医療関係者、4月12日から65歳以上の方の接種が始まりました。5月21日にアストラゼネカ製、モデルナ社製が承認され、5月24日から東京、大阪で大規模接種が始まりました。

大都市での接種は行政、医療関係者、住民との連携が煩雑で遅れていますが、中川村は3者の連携がスムーズに行われています。都市部も始まってからちょっとたってきましたんで大分連携が取れている、東京都内の23区内のうちの1つでもかなり進んでいるところもあるというふうに確認をしております。

中川村は、医療従事者の積極的な支援により、かなり休みのところも休まずにやっていたいでいるわけですけども、5月7日から65歳以上の住民に対してワクチン接種が始まりました。7月末までには希望者全員に対してワクチン2回の接種を終えることができる予定となっています。

国内のコロナ感染者の多くがイギリス変異ウイルスになっており、感染速度が速いインド変異ウイルスも発見されています。

国内のワクチン接種状況は、離島、人口が少ない市町村において65歳以上の接種と並行して64歳以下で希望する住民も先行的に行っています。

中川村は県内市町村の中で人口が少ないため、65歳以上の接種を早め64歳以下のワクチン接種を先行的に準備することを提案します。

国は、もう報道で御存じのとおり、企業、大学等で6月21日から接種が行えるようになっていきます。これで64歳以下の方も一気に進むことが予想されます。

そういう観点で、これは別に圧力をかけているわけじゃなくて、今は非常時だっ

いう認識を全員が持たなきゃいけないだろうというふうに思っています。平時じゃないですよ、今現在。その認識をしっかりとって、今コロナに対応するためには、ワクチン接種——希望する方だけですけども、これは唯一の解決策だというのが今の時期だろうと。やっぱり集中と徹底、これが大事だということしっかりと頭に入れて、当然、中川村の医療関係者——薬剤師の方も支援していただいているわけですけども、安全管理を重視しながら、さらに速度を速めるための対策、いろんな行政の非常時における運用、こういうことが危機管理リーダーである村長に求められているというふうに考えますが、村長の見解をお聞きします。

○村 長

現行のところについては、もう一遍報告をさせていただきます。

65歳以上の方は1,770人いらっしゃいますが、このワクチン接種につきましては7月末までに接種完了するよう実施しております、おおむね計画どおりに完了する見込みであります。このことについては、単に希望を言っているわけじゃなくて、今までに打ってきた、実施をしてきた具体的な数、それから、今第2クールに入っておりますけれども、これから第2クール第3クールというふうに続いていきますが、確実に接種を完了しておりますので、お医者さん、医師の皆様についてもこのことはお墨つきであるということで申し上げておるところであります。まず、それが1つであること。

次に、終了次第、64歳以下の村民には接種を行ってまいります。60～65歳未満が335人いらっしゃるわけですが、基礎疾患のある方、村民をまず先行して、8月末までに完了をいたします。これも恐らく今の中では十分行けるだろうというふうに考えております。

続いて、60歳以下の皆さんですけど、16～60歳未満2,050人は9月から開始することになりますので、インフルエンザが流行するであろう11月中旬までには完了をこれも見込めるということでもあります。

当然、医師、打つ、接種を許可、あるいは実際に打つドクターがまず第一でありますけれども、3人の今体制でやっております、どうしても駄目なときは昭和伊南総合病院のほうから応援に来ていただくと、こういうことも確認をできておりますので、十分余裕を持って完了するだろうと。

ただし、今、ドクターは——明日もやりますけれども、診療を終わって休む間もなく接種会場へ行って準備をしてということで、非常にハードです。週3回それをやるっていうことは、もう大変なことでありますけれども、もうここで——あるドクターに言わせると、日本の中の、何だ、好きか嫌いかは別にして、あの国、何ていいましたか、イスラエルのような早期接種を目指したいと、こういうことをおっしゃっていましたので、非常に希望を持っております。

最近ですけど、国は6月1日から接種対象年齢を現行の16歳以上から12歳以上に変更するとの方針を示しておりますので、今後、村以外での接種の対応状況、つまり国、県、職場、学校、個別などの状況も見ながら、できるだけ早期に——早期といっても遅くとも年内に完了できるように計画を見直していきたい。これには、どうして

も今まで学校での集団接種、こういったことが——実は私どもは経験がございますので、こういったことをやっていくのが——ドクターは大変ですけど、一番早いかなというような思いもあります。

こういう意味で、見込みについては、とにかくワクチン接種については、ワクチンが定期的に来れば確実に中川村では接種が行くだろうということで、希望と現状を申し上げたいと思っております。

○5 番 (松村 利宏) 今、65歳以上についてはよく分かりました。

64歳以下についてなんですが、やはりプライオリティーのところはやっぱ1個あるんだろうと思います。例えば小中学校の教員とか保育園の保育士さん、保母さん、それから高齢福祉施設の関係者、ケアマネージャー等も含めて年齢の低い方——もう優先的に余剰、余ったので打たれている方があるかもしれません。それは非常にいいことだと私は思っているわけですけども。そういうのも踏まえて、やはりプライオリティーをしっかりとつけて、64歳以下、これは村だけで、独自でできないと思っております。県、それから上伊那広域、しっかりこれとの連携を取ってそれをやっていかないと、例えば村の先生方は、村内の方はそんなにおられないと、ほとんどおられないという認識をしておりますので、そういう観点でやっていくことによって、例えば、先ほどありましたが、それが遅れていけば、中川村はもう8月、上伊那は8月中、お盆明けにはもう学校が始まるわけですね。そこでまた発生はしていないと思いませんけれども、コロナはかなり減少していると思うのですけれども、どうなるか分からないので、やはりそういうことを含めて検討していく必要があるだろうと。

さらに、64歳以下、全国的に64歳以下が相当一気に進むとなると、村でも何でこんなに遅いという意見が出てくるかと思えます。そういうことが予想されます。それは圧力をかけているっていうわけじゃなくて、あらゆる施策を考えていく必要があるだろうと思います。例えば県に要望してドクターを派遣してもらおうとか、企業に勤めている人がいっぱいいるわけですから土日にもやってもらう。それから広域に頼んでどこかで合わせて集団的にやると。いろんな施策を柔軟に、今こういう方向で村は大体決まっておるから、もう11月までこれで行くんだと、これは危機管理に私はならないと思うんですね。あらゆる施策を考えて、いかに徹底して集中して希望する方に早く打っていくかということ、これが大事だと思うのですが、村長の見解をお聞きします。

○村 長 64歳以下の方の接種につきましては、基礎疾患のある方を含めて接種を行ってまいります。

それから、高齢者福祉施設の関係者、この中にはケアマネージャーの方とか、当然ヘルパーさんが含まれるわけでありましてけれども、こういった皆さんには、接種に当たっての指針によりますと、村の接種計画がどうであるか、事業所の意向がどういうふうであるか、そして従事者の接種の意向、この3つが要件として挙げられておりますので、この3つが合致をすれば60～64歳の方と同位になりますので、この中で意向を確認し、早めに接種するように努めていきます。これは6月3日に県にも確認済み

のことでございますので、それでいいということでもありますので、こういう希望を取りながら早く打つことが必要だろうなあというふうに思っております。

まず60歳以上の高齢者の方及び優先順位の上位者を早く終了して、教員ですとか保育士の皆さんは60歳未満の接種者の中で早めに接種をするように努めていきます。

おっしゃるとおり、長野県、村外から来ている方がほとんどですから、そういったところでは、村外の通っているところの町村、それから、いろんな意味で基本的には県、こういったところの意向も確認しながら、本人の意向も十分考慮して、村としてはこういうふうにやりたいということを決めて、同意をいただいたら遅れず打ちたいと、打っていく、接種に応じていただく前提ですけど、やってまいりたいという考え方です。

それで、これだから大丈夫だというようなあれなんです、もしかしたらというもう一つの道を考えようということで、長野県も最近ですけど医師を派遣してもいいよということで、特に、下伊那の北部は集団接種をやっております、その場でも要請があって長野県から派遣をするようでもありますので、できるだけそういう機会も考えながら県のほうにも、もしここが駄目だったら次は下伊那の皆さんにもお願いをするとか、いろんなことも考えていく必要があるかなということは思っております。

○5 番 (松村 利宏) 今回答えた中に先生方はあったんですけど、村の重要な保母さん——もう打たれている方はひょっとしているかもしれませんが、それもしっかりと優先順位を早くしていただければ御家族の方が安心するんだろうと思いますので、その辺も含めてお願いします。

それから、今ありました、村だけじゃなくて、下伊那、上伊那を含めた広域でいろいろと模索していくっていうのはそのとおりでと思いますので、柔軟にその辺の対応をして、村民のいろんな意見っていうのを、早く打ちたいという意見にも併せて取り組んでいただければというふうに思います。

あわせて、村の飲食業、観光業、先ほど村長からも施政方針がありましたけれども、非常に厳しい状況になっています。ワクチンを打てば飲食店に行ってみんなで飲むことができるというわけではないわけですけども、やはり一刻も早くそういう機会を設けられるようにしてあげて、村全体が活性化できるような体制、飲食業は特に、それから観光業も含めてできるようにしてもらえればと思いますので、そういう考慮もしっかりと頭に入れていると思いますが、お願いしたいというふうに思います。

次に行きますが、日本における新型コロナウイルス感染症対応は、未知のウイルスに対し国民の命を守るための法整備ができていないことが明らかになりました。

昨年3月、新型コロナウイルス対応による特別措置法が成立し、昨年4月、今年1月4月と3度の緊急事態宣言が発令されましたが、国民の外出禁止は強制力もなく、依頼のみでした。コロナ患者用の病床確保は、公的病院においては統制できますが、多くの個人病院においてお願いすることしかできないため、病床の確保が困難を極めました。

これは、逆に、この間、伊那中央病院もかなりいっぱいになったというふうに聞いて

ています。

伊那谷の全体の病院を見ると、いろんなところに公的病院っていうか、いろんな病院はあるわけですね。日赤もあるし、いろいろあるわけですが、高森にも厚生病院がありますし、いろいろあるわけです。その中で、なかなか法的根拠がないためにいろんなことができないと、病床数が確保できないんじゃないかというのが危惧されます。そういう視点が1個あるんじゃないかというふうに思っています。

昨年2月、コロナ集団感染が発生したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」において感染拡大防止のため乗員を個室にとどめたのは、これ、法律は何もないんで、船長がただお願いしただけです。実際、違反しても無視してもいいわけですが、そういうことで何もできなかったというのが実態です。

今年2月13日、宣言発令時に休業要請に応じない飲食店などに過料を科すことができる改正措置法が施行されました。しかしながら、補償は根拠に基づくものでないため不公平であり、真に必要な人に交付されていないと。これは、かなり今でも苦情が出て、いろいろと問題になっているわけですが、そういうことがあります。

私は、平時においてリーダーシップは大事であるが、非常時においてはその重要性がさらに拡大する、リーダーシップとともに国民のフォローアップ、つまり国民一人一人が重要性を理解して積極的に協力することが欠かせない、危機管理は政府だけでやるものではない、国民一人一人の理解と協力がなければ危機管理は成功しないと先ほども一般質問のときに述べたわけですが、この1年は、国民のフォローアップ、つまり国民一人一人が重要性を理解して積極的に協力することができたと考えています。一部では、かかっても勝手に飲みに行ってしまうと、さらに拡大を広げたという人とか、マスクをしなくて飛行機から降ろされた人とか、いろいろいたわけですが、そういうことはできたなというふうに考えています。

しかしながら、国及び首長のリーダーシップは、非常時の法整備が整っていないためにエビデンスのない指示や病院、国民へのお願いだけ終始し、リーダーシップが十分に発揮できない状態が続いていると、現在も続いているという認識です。なかなか法的規制がないために、何をやっているかよく分からないと、国民から見たら不信感が募っているところがあるんじゃないかと思います。コロナは未知のウイルスなので、対応が難しいというのは当然あるわけですが、

新型コロナ対応を受けて国民の緊急事態への備えに対する関心が高まっています。ウイルス等の非常時において国民の命と安全を守るため、国家や国民がどのような役割を果たし国難を乗り越えていくべきか、極めて重要な課題です。公共に福祉、つまり私権制限をどのように考えるかが鍵となります。したがって、どの範囲まで私権制限を認めるのか、平時に議論を積み重ねておくことが重要だと考えます。これが大事なんですね。

危機管理リーダーである村長の見解をお聞きします。

○村 長 新型コロナウイルスが蔓延を始めたところで、長野県でも病院で入院病床を計画的に確保するという事で割当てを行いました。

昭和伊南総合病院も最初は計画に入っておりませんでした、応じて、今は確保しております。

伊那中央病院は、この間、正副連合長会がありまして、そのときにお聞きをしましたが、20床を確保しておるようでありまして、いつか40床に達したそうでありまして。それは、感染が5という状況になったのを皆さん御存じかと思いますが、そのときは上伊那が一番1週間当たりの感染者数が多くて、いつか63人という恐ろしい数になって、そこで入床させざるを得なかったということで、病院は非常に苦労された。今は減ってきて余裕が多少できてきたようでありまして。

新型コロナウイルスの問題は、やっぱり確保した病床を重症者が占めてしまうと、もう身動きが取れないということが一番次の問題として起きるといって、これを、民間の病院がなかなか協力できていないんじゃないかということもおっしゃいますけれども、実は診療もやりながら民間の中で数少ない病床をどうやって回すかっていうことは非常に難しいことだと私は思うわけですが。決して民間病院の肩を持つわけでもございせんけれども、これを国がもし確保してくださいということできちんとお願いするならば、それなりのスタッフを応援に回すとか、あるいは、一般診療で十分回しているところがあるわけですから、そこを——当然公的病院もそうですが、補償するとか、1つ言いたいことはそれです。

新型コロナウイルスの猛威を封じ込めるために、欧米と中国では都市封鎖という厳しい手段で臨み、蔓延を防止してきました。

日本は、発症者が増加する首都圏をはじめ名古屋、大阪などの大都市に対して人の動きを抑えることを狙い緊急事態宣言を発出し、封じ込めは成功したかに見えたわけですが、年末から年始にかけて、また変異株の増加とともに3度にわたる緊急事態宣言を発したわけでありまして。しかしながら、効果は顕著ではございません。自粛要請という行動の自由に触れない程度の制限しかできないというふうに思っております。PCRによる実態把握を基本的にはやっぱり徹底して行うべきという専門家の意見には耳を傾けていませんでした。

同調圧力による社会的制裁は、確かに野放しのままであります。飯田でも出ましたけれども、そのときにもいたたまれなくなったとかいう話もあることで、これは十分考えられることであります。

私権の制限っていうことは非常に難しいことではないかと思うわけですが、欧米での都市封鎖で暴動が起きたという話はあまり聞いていないわけでありまして。飲食店、劇場等には十分な休業補償がされ、中途半端で公平性を欠く日本の休業補償とは大違いの補償ではなかったかと、ここが一番問題ではないかなと思うわけですが、だからこそ、行動の自由、私権を主張する前に危機を全体で乗り越える力が働いたということが非常に最も大きいんじゃないかというふうに思っております。

原因は、やはり改正新型インフルエンザ等特別措置法の曖昧さにあるんじゃないかなあっているふうに思います。徹底した検査の実施と宣言発出とともに十分な休業補償をセットした上で人は行動制限を自らに課し、飲食店の休業も働く従業員の休業補

償もされてこそウイルス蔓延を封じ込められるのではないかということで、なかなか言いにくいことを言いますが、やはり、これ、国がもっときちんとこのことを集中してやるべきではないかなと思います。

当然、村も、これは国がやることで村がやることではないとは思っていませんし、いざ発症の方が出たら、村が今度対策をするのが当然でありますから、これを常に危機的な状況として村民の皆さんに理解していただくような裏づけは常に持っていかなきゃいけないというのは、議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 今回回答いただきましたが、まさに、その中国とかヨーロッパ、アメリカ等の強制的なことをやれという話じゃなくて、穏やかな私権制限は当然考えていかなきゃいけないだろうということになるかと思えます。例えばマスクは絶対外さないとか、そういうようなことの類いは今後絶対やっていかなきゃいけないことになるかと思えますので、そういう観点でのことも配慮いただければというふうに思えます。

松本サリン事件は1994年6月に長野県松本市で発生して、8人が死亡、600人が重症、軽症を負いました。長野県でもテロ事件が発生しています。

1995年の3月20日、私が通勤していた地下鉄でサリン事件が発生しました。これは、オウム真理教が朝の通勤時、東京霞ヶ関駅を通過する3つの地下鉄路線の5つの車両に猛毒化学兵器のサリンを散布して、死者13名、負傷者5,800名以上になったわけですが、このときは私も東京にいて、メディア、それから国民は大騒ぎをしたわけですが、終わってみたら、今は全く忘れ去られて、覚えている人は誰もいないんじゃないかというふうに思います。私、今度アメリカに行ったんですけど——その次の年に、アメリカでは日本は大丈夫かという質問をされました。当然、これはテロ事件だというふうに海外では見えています。その対応が大丈夫なのか日本はということ。そういうことも含めてありますけれども。

2011年3月11日に発生した東日本大震災における瓦礫、この除去は、皆さんは御存じないと思いますが、当然、津波が来て、車とか全部あって、道路上をどんどん警戒して、もうそこを片づけなきゃ、応急処置をしなければいけないんですが、そういう根拠が何もなければ全然できませんでした。これも、外国人が見たら日本は何をやっているんだと。当然、もう分からないわけですから、どの車が誰のものかって、御存じのとおりです。行かれていないと分からないですけども。そういうところもあります。

今後、シベリアでは凍土が解けだしておりまして、それからアフリカ、それからアマゾン川流域も当然焼き畑農業でどんどんどんどん森林が伐採されています。どんなウイルスが発生するか分かりません。

今回の教訓を学んで危機管理に強い日本をつくっていくことが求められているというふうに思います。

コロナ禍で、要するに国、県、市町村における危機管理リーダー、個人の技量に頼っ

ているだけじゃなくて、危機におけるしっかりした法制を身につけてリーダーシップを発揮することが必要だというふうに考えますが、村長の見解をお聞きします。

○村 長 そのとおりだというふうに思います。

東日本大震災のときには、確かに瓦礫、津波によって倒壊した家屋ですとか流出した船舶等、瓦礫として残ったものを片づけることに手間取ったということは事実でありまして、やはり個人の所有物であって、思い出の品もあるでしょうし、非常に難しかったことは分かります。

今回のこういった問題、新型コロナウイルスでありますけれども、特別措置法という形で改正を何度も重ねてきたわけですが、基本的には、やはり、私は個人の権利の制限っていうことではなくて、やるんだったらやっぱり徹底して休業補償もする、そのことよって国民も納得をして、何ていいますか、行かない、こういうことをセットでやるくらいのやっぱりリーダーシップが必要だというのを私も思いますし、そのことを、やっぱり、もし求められるとしたら、村長としては納得いくように日頃からやっぱり言うていく必要があるかなというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 時間になりました。

最後に、日本人は喉元を過ぎれば熱さを忘れる国民性があります。これは前回の一般質問でも言いましたけれども。

コロナの教訓を生かすことが必要です。国民……

○議 長 時間です。

○5 番 (松村 利宏) じゃあ終わります。以上で終わります。

どうもお疲れさまでした。

○議 長 これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)。

[午後3時49分 散会]